

272. 5-85



1200501357427

2.5

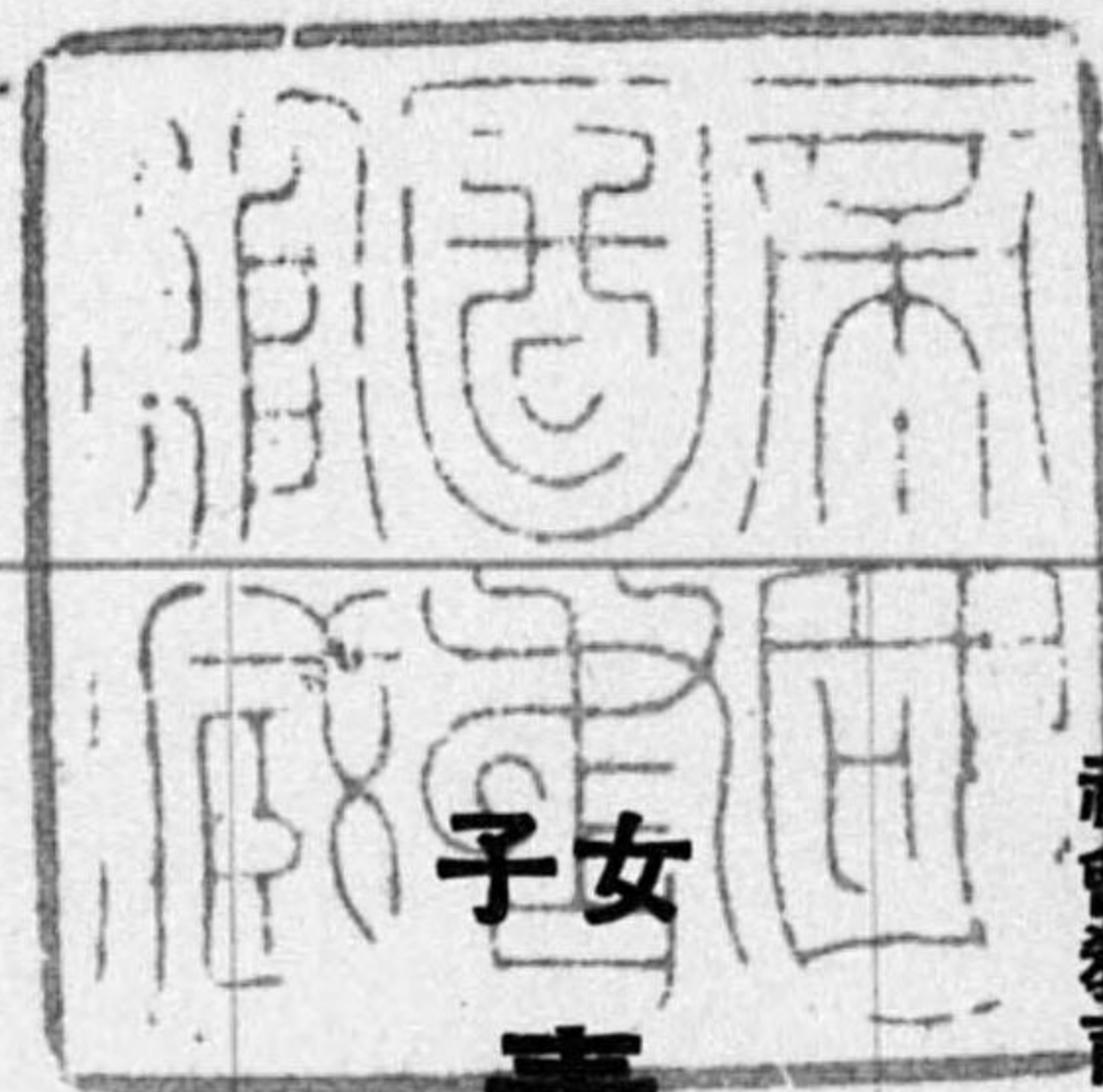
85



始



49-86



文部省前
社會教育官 千葉敬止著

子女
青年學校の經營

東京
大阪 東洋圖書株式合資會社發行



はしがき

實務大衆青年教育の機關たる青年學校は、近年著しく進展して國民の教養を高高揚し、産業の振興、町村經濟の更正、地方自治の發展等に於ても、また國防の強化に於ても、其の効果を發揮し、斯教育の重要性は漸く社會一般の認識するところたらんとする時に際し、今次の日支事變は突發したのである。爾來青年學校教育を受けたるものは、戦地の第一線に於ても著しき力を發揮し、また銃後の守りに於ても、豫想以上の活動を示し、大に國策の遂行上に貢獻するところがあつたのである。然るに今や聖戦は廣東を陥れ、武漢三鎮を攻略して、東亞平和の確立、長期建設の新なる段階に入り、これが對應の國策として、先づ青年學校男子教育の義務制を決定せられ、愈々今十四年度より實施を見んとしてゐるのである。

義務制の實施は、此の如く先づ男子青年のみに限られたのである。けれ

ども、其の必要なることは單り男子青年のみに止るべきものではなく、女子青年に對しても、之を採用すべきものであることは申すまでもない。ただ今日の時局に於て、國家財政の許さざるものがあるので、止むなく之を他日に譲り、今日に於ては獎勵に依り、男子青年の義務教育に平行して、其の振興を期せんとせられつゝあるのである。而して之が振興を圖るが爲には、女子青年學校經營の適切を期することが、尤も剴切なこととなるのである。これ余輩が、公私多端の間に於て、敢て本書を編纂し、世に送りたる所以である。幸に女子青年學校經營者の研究に資し、以て斯教育振興の爲に、何等かの貢獻をなし、以て國運進展の上に寄與することを得ば望外の至りである。

昭和十四年一月二十日

著者識

子女青年學校の經營目次

第一章 女子青年學校

第一節 女子青年學校と國運の消長	一
第二節 女子青年學校教育の目標	二
一 皇國女子青年としての婦徳の涵養	三
二 身體の鍛鍊	六
三 一般教養の向上	六
四 家事及裁縫の修得	七
五 職業の理解	七
第三節 女子青年學校の課程	八
一 普通科課程及本科課程	八
二 専修科の課程	一〇
三 研究科の課程及講習	一一

第四節 青年學校の教授及訓練科目並其の要旨……………二

- 一 教授及訓練科目……………二
- 二 教授及訓練科目要旨……………二
- 三 教授及訓練科目要旨の解説……………二

第二章 各科目の教授及訓練要目……………三

第一節 修身及公民科教授及訓練要目……………三

- 一 修身及公民科の要目……………三
- 二 修身及公民科要目取扱上の注意……………三
 - 1 教育に關する勸語の旨趣を體して取扱ふこと……………三
 - 2 修身及公民科は渾然たる一科目として取扱ふこと……………三
 - 3 勤勞青年對教授及訓練の考へ方にて取扱ふこと……………三
 - 4 教材の選擇及統合に關する注意……………三
 - 5 生徒の實生活を指導上の眼目とすること……………三
 - 6 時事問題の取扱方に就きての注意……………三
 - 7 作法の取扱に就て……………三
 - 8 普通科、研究科等の要目……………三

第二節 普通學科教授及訓練要目……………五

- 一 普通學科の要目……………五
- 二 普通學科の要目取扱上の注意……………五
 - 1 教材の選擇と其の運用……………五
 - 2 講讀・作文・習字……………五
 - 3 數 學(珠算)……………五
 - 4 音 樂……………五
 - 5 自由 研究……………五
 - 6 要 領 記 述……………五
 - 7 讀 書……………五

第三節 家事及裁縫科教授及訓練要目……………七

- 一 家事及裁縫科の要目……………七
- 二 家事及裁縫科の要目取扱上の注意……………七
 - 1 家庭生活を營む能力の啓培……………七
 - 2 其の學校實施の要目の作成……………七
 - 3 教材取扱上特に留意すべき事項……………七
 - 4 衣服並食物・育兒・經濟等に關する事項の取扱方……………七

第四節 職業科教授及訓練要目……………二〇九

一 職業科の要目……………二〇九

二 農 業……………二一〇

1 小學校の農業科と異なる點……………二一一

2 女子青年學校の農業……………二一一

3 農 業の 要 目……………二一五

三 工 業……………二一五

1 女子青年學校の工業……………二一六

2 工 業の 要 目……………二一七

四 商 業……………二一八

1 女子青年學校の商業……………二一八

2 商 業の 要 目……………二一八

五 水 産……………二二七

1 女子青年學校の水産……………二二七

2 水 産の 要 目……………二二七

六 體 操 科……………二二七

1 體操科教授及訓練要目……………二二七

2 體操科教授及訓練要目取扱上の注意……………二四一

第三章 女子青年學校の教材取扱方……………二五五

第一節 其の學校各科目の教授及訓練要目並に細目の作成……………二五五

- 1 實施要目の作成……………二五五
- 2 教授及訓練細目の作成……………二五六

第二節 教科書……………二五七

第三節 教材の研究……………二五九

- 一 各科目の要目及細目にある注意に精通……………二五九
- 二 地方實際の調査と主力點の研究……………二六〇
- 三 教材の體験的研究……………二六〇

第四節 指導案の作成と其の準備……………二六一

- 一 指導案の作成……………二六一
- 二 授業上の準備……………二六二

第五節 教材の取扱方……………二六四

- 一 生徒の経験を有する教材の取扱方……………二六四
- 二 研究を命じたる教材の取扱方……………二六五
- 三 観察及実験實習に重きを置く教材の取扱方……………二六五
- 四 沿革的教材の取扱方……………二六六
- 五 経済との連絡に注意すること……………二六六
- 六 研究及工夫の涵養……………二六九
- 七 自習態度の養成……………二七〇
- 八 指導の對象を優等生に置かざること……………二七一
- 九 整理・整頓に注意すること……………二七二

第六節 實習の指導……………二七三

第四章 女子青年學校の設備……………二七五

第一節 學校の設置と設備……………二七五

第二節 裁縫に關する設備……………二七六

- 一 裁縫室……………二七六
- 二 裁縫用具……………二七六

三 標本……………二七八

四 掛圖……………二七八

五 戸棚及其他……………二七八

第三節 家事に關する設備……………二七九

一 家事室……………二七九

二 洗濯用具……………二七九

三 割烹用具……………二八一

四 看護育兒等に要する設備……………二八三

五 作法用具等……………二八三

第四節 職業科に關する設備……………二八四

第五章 女子青年學校の職業指導……………二八六

第一節 女子職業指導の必要……………二八六

- 一 職業婦人の發生と進出……………二八六
- 二 職業戦線へ進出の理由……………二八七

第二節 女子青年學校の職業指導……………三〇四

第六章 女子青年學校の特殊訓練施設……………三〇四

第一節 青年學校の經營標準……………三〇四

第二節 共働の家……………三〇四

第三節 生徒宿泊訓練施設概要……………三〇八

第七章 女子青年學校教員……………三二九

第一節 青年學校の教員……………三二九

第二節 専任教員……………三三〇

第三節 兼任教員……………三三六

第四節 學校長の心得……………三三八

—(終)—

女子青年學校の經營

第一章 女子青年學校

第一節 女子青年學校と國運の消長



青年學校に收容すべき男女青年は、小學校より一般中等諸學校に進まざる大衆青年で、其の數は小學校卒業者の八割強を占めてゐる。故に青年學校は、青年國民八割強に對する教育に當る機關であると稱しても差支へない。而して女子はと見ると、實務に従事してゐるものは、男子青年より稍少く多い割合になつてゐるから、この八割強の半數以上を占めてゐるのである。そして女子青年は他日母となるべき地位にあるのであるから、女子青年學校はこの青年國民八割強を生み出す母となるべき女子青年を教育する學校なるを思へば、其の使命の輕からざるを感すべく、今日青年學校教育の振興如

何が、國運の消長に重大なる關係ありと稱揚せらるゝに鑑み、單り男子青年學校教育を義務制とするのみならず、女子青年學校の教育をも義務制となし、以て其の教育の振興を企圖せねばならぬことは論を俟たない所である。

第二節 女子青年學校教育の目標

女子青年學校は、以上述べた如く大衆青年の八割強即ち國民の八割強を生み出す母たる人を教育する主要なる機關なることを思へば、この教育の本旨のある處を十分に研究して、之が徹底を期せなければならぬ。而して其の本旨は、青年學校令第一條に「青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」と定められてゐるのである。こゝに言ふ男女青年とは、即ち市町村に在住して實務に従事して居る男女青年の全部を對象とすることであつて、其の男女青年に對し、一、心身の鍛鍊、二、徳性の涵養、三、職業に必要な知識技能の修練、四、實生活に須要なる知識技能の修得、五、如上主眼の教育により、皇國青年を鍊成することであつて、國民の資質の向上を期するを本旨とするのである。要するに男女青年を教育して、立派な皇國青年を鍊成し、健全なる國民、善良なる公民としての素質を育成するにありと申して可なるべく、従つて女子青年學校の教育目標を考ふれば、

- 一、皇國女子青年としての婦徳の涵養
 - 二、身體の鍛鍊
 - 三、一般教養の向上
 - 四、家事及裁縫の修得
 - 五、職業の理解
- の五となるやうに思はれる。

一、皇國女子青年としての婦徳の涵養 將來女子の地位が男子と同様になつたと考へても女子の天職としての妻とし母としての地位は永劫變るべきものではないから、家庭の婦人としての修養、即ち婦徳の涵養と言ふことは勿論必要である。併し婦徳の涵養と言つても、世の中が段々變つて來て居るのであるから、昔の儘の母らしさ、昔の儘の妻らしさでは無論いけない。道徳も其の時代々々によつて變つて行く、封建時代の如く上下の差別嚴として存し、下は上に對して絶對服従を強いられ、上に對して不承をすれば不届者として重く處分された。この考が夫婦の間にも認められ、夫は妻より上のもの、妻は夫に絶對服従すべきもの、夫に不都合があつても、妻たるものは之に反抗したりすることとは、反つて不徳と詬られ、世間も之を當然と認めてゐたりしたのであるが、今日はこれ等は當然とは認められない。夫も妻も互ひに人格を尊重し、敬愛しなければならぬとされてゐる。かく考へ方

は變つて來たけれども、良い家庭を造つて行くと云ふ妻たる任務に對しては、昔も今も變りはない。従つて良い母たる任務に對しても亦變りはないのである。併し時代の進展と共に、妻として母としての修養、家庭の婦人としての修養は、益々深く深くなさねばならぬ様になつて來た。これ女子青年教育の目標の第一に、婦徳の涵養を擧げられたことと思ふのである。而して今日の婦徳の涵養は、妻として母としての徳性の涵養のみに止つてはゐない。やはり男子と同じやうに國民公民としての心得の修養をなさねばならぬことになつた。國民公民の心得の修養は、教育勅語の御聖旨に基きて徳性を涵養し、公共生活を完うするに足るべき性格を育成して、立派な立憲自治の國民たらしむるに在りと思ふのである。然るに世には往々にして、かやうな教育は男子の領域であつて、女子としては身を修め、妻として母としての婦徳を涵養し、家を齊へればそれでよいとの考を以てゐる人もあるが、是等は今日の女子の地位を知らない者の説であると言はねばならぬ。世の中が進めば進む程、婦人の地位も向上し、一般人の考も變つて來る。今日婦人で公職に就く者が多くなり、小學校教員の三分の一は婦人であり、女學校の教員の約半數は婦人である。役所に勤めて居る婦人も、未だ男子と同様の任命ではないが、何處の役所にも婦人が働いて居る。その他の職業にも婦人の働く範圍が非常に廣くなつて來てゐる。既に女子公民權問題も相當に叫ばれ、近き將來には其の實現が期待されるであらう。今日でも農會に於ては女子の地主は正會員で、男子と同様選舉權、被選舉權を持つて居り、女子でも代議員た

ることが出来ることになつて居る。將來は市町村の自治に對しても、また府縣の自治、國の政治に對しても、男子と共に之を分任するやうになることと思はれる。これ等を思ひ合せると女子の將來は非常に頼もしく、責任も亦加重することを感ずるのである。

今日に於ても婦人が夫を助け、子女を教育し、一家を齊へて行くと云ふ上から見て、一通りの公民的常識が必要である。況して將來男子と同様の權利義務を負ふものとするれば、國民公民としての心得の必要なることは論を俟たない。

我々は色々の團體を作つて社會生活をして居る。人は孤獨では生存することは出來ない。社會を作つて生活することは本能と見てよらしい。臺灣の生蠻人のやうな野蠻人でも、家族、部落といふ社會がある。世界各國は其の國の歴史により、成立を異にしてゐるけれども、夫々國家を作り、其の發達に従ひて、益々國民の福利を増進するために、或は學校を設けて教育をなし、或は修養のために種々の團體を作り、或は經濟の發達を圖るために、種々の組合、會社、銀行等を作り、或は娛樂の爲に各種の會合を催し、或は信仰のために宗教を作り、或は政治のために政黨を組織する等、種々の社會を作つて生活してゐるのであつて、決して自分一人の力で生存して居るのではなく、所謂相持ちの社會で、共存共榮をつゞけてゐるのである。殊に我が國は皇室を中心とする一大家族的國家であつて、皇室を中心とする我等の國家生活・社會生活は萬邦無比であり、卓越せる國家組織をなすものであり、

かくてこそ初めて健全なる國家的發達を遂げ得らるゝ次第であるから、婦人なりとも、我が國體の本義に基く國家生活及社會生活を理解し、婦人としての國家奉公、市町村の爲の奉仕、其の他社會奉仕等皇國の婦人としての心得を養ふことは、今日の女子教育上忽せにすることの出来ない問題であり、婦徳の涵養もここまで押し擴められなければならぬものと信ずる。

二、身體の鍛鍊 女子の身體の鍛鍊は所謂體育である。身體發育變化の盛んである人生の危機と稱される青年期の教育に、體育の必要なことは申すまでもない。殊に國民の母として健康なる國民の基ともなる次第故、女子青年の體育は一層必要である。且つ身體の丈夫と言ふことは、何事をなすについても其の基をなすものであるから、女子青年學校としては諸般の衛生上の修得を與ふると共に、積極的に身體の强健を圖らねばならぬ。これ青年學校の目的中に、特に心身の鍛鍊を入れ、且つ其の教授及訓練科目中に體操科を必修せしむることとし、其の體操の目的を「身體を强健にし、其の動作を輕快敏捷ならしめ、容儀を整へ、剛毅快活の精神と、規律を重んじ協同の習慣とを養ふを要旨とす」と定められたものと思ふ。

三、一般教養の向上 婦人は男子に比して一般に常識が乏しいと稱されてゐる。婦人の輕視されるのは、一つは封建時代の遺風の猶存するによる點もあるが、一つは一般的に男子よりも教養が乏しく、見識も低く、常識に富んでゐないと言ふ點にも存するのである。男子に於ても壯丁検査の學力調

査の結果に依ると、一般に教養の案外低いのを感ずるのであるが、女子に於ては之よりも一層低いのであるから、國民の資質を向上せしめる上から見て、女子青年の一般教養を高めることが大切である。殊に社會の進展の著しいのに鑑みては、妻たり母たる務を盡す上からも、又婦人の教養を高むることが必要である。これ一般教養の向上を女子青年學校の教育の目標の一つとされたわけである。

四、家事及裁縫の修得 家事及裁縫は、婦人として當然修得すべき事項なることは論ずる迄もない。昔は「婦徳婦功」と申して、相並べて婦人修養の一つと認められてゐた。たとへ家庭外にあつて、官吏、事務員、職工として働く婦人でも、家事及裁縫の心得が全くないと言ふことでは、婦人としての本務上何うかと思はれる。況して地方にある家庭の婦人としては、家事及裁縫に重きを置かなければならない。さればこそ之を女子青年學校教育の目標の一とされた次第である。

五、職業の理解 女子にして家を嗣ぐものも全くないとは云へないが、其の多くは他家へ縁づいて、其の家の業に従事する夫を助け、又は他に職業を得て従事するものと思はれる。故に女子に對しても職業に對する教育をなし、職業生活の社會的意義を十分に理解せしめ、勤勞を樂み生業に勵むの習慣を養ふやうにしなければならぬ。而して女子青年學校に入るべき女子青年は、其の多數は其の市町在住者に縁づくべく、また他市町村に縁づくとしても、多くは同職業に従事するものに嫁することと思はれるのであるから、現在校下の職業狀態を調査し、多數の従事せる職業を職業科とし、又都市

等に於ては以上の外に將來の職業に就ても之を攻究して、其の必要なるものを課する様にし、尙修身及公民科に於ても、一般職業に關する事項に就き、特に注意して之を授け、以て職業に對する理解を興へ、職業尊重の精神を養ひ、勤勞を樂み、生業に勵むの習慣を養ふやうにして欲しい。特に農村の女子青年學校に在りては、農業生活を眞に理解せしめ、男子青年と共に農村振興の第一線に立つの覺悟を興ふるやうに、特に訓練を爲す必要があると思ふのである。

第三節 女子青年學校の課程

女子青年學校の課程に就いては、青年學校規程第八條に示されてゐる左表により、その大要を説明する。

一 普通科課程及本科課程

女子普通科課程

	第一 年	第 二 年
修身及公民科	二〇時	二〇時
普通學科	八〇	八〇

職業科	家事及裁縫科	體操科	計
八〇	三〇	二一〇	三〇
八〇	三〇	二一〇	三〇

女子本科課程

修身及公民科	普通學科	職業科	家事及裁縫科	體操科	計
二〇時	五〇	一一〇	一一〇	三〇	二一〇
二〇時	五〇	一一〇	一一〇	三〇	二一〇
二〇時	五〇	一一〇	一一〇	三〇	二一〇

右の表の教授及訓練期間は、普通科は二年と定められてゐるのであるから、動かすことは出來ないが、本科は三年を本則として定められてゐるのであるけれども、職業其の他の事情で二年にしなけれ

ばならぬ事情あるときは、二年と定むることも出来るのであるから、地方の状況を研究したる上、三年二年其の何れかの期間に之を定めて欲しい。

尙右の表の一年間に於ける教授及訓練時數及び各科目の時數は最低の時數を示されたもので、この時數以上と定められてゐる。故にこれ以上増加して課することは寧ろ望ましいのであるから、地方の情況が此の時數以上に課することの出来得られる様な處に於ては、出来るだけ多くの時數を課するやうにして欲しい。而して時數を増加するに就ては、何れの科目に増加しても差支ないのであるから、地方の實情に應じて、其の必要と思ふ科目に増加してよろしいのである。又職業と家事及裁縫科の時數は一括して示して居るけれども、これは都市に於ては、家事又は裁縫を職業とする女子があり、それ等の女子を收容する女子青年學校を設くるときは、家事及裁縫科即職業科となる場合もあるので、一括して示されたのである。されば通常の場合には、之を職業と家事及裁縫科とに分けて、教授及訓練時數を適宜配當してよろしく、尙家事及裁縫の教材は其の必要によつては、家事と裁縫とに分けて授業しても差支ない。従つて其の家事及裁縫科に配當した時數は、之を家事と裁縫との二つに分けて配當してもよろしいのである。併し家事及裁縫と一科目に綜合した精神を失つてはならぬ。

二、専修科の課程 女子青年學校の普通科及本科を設けてゐるものを見ると、最低時數より遙かに多い時數を課して居る學校が多いやうである。如斯充實して居る課程では、之に入學することの出

來ない事情に置かれてゐる女子青年が相當にあることと思ふのである。是等の者も簡易な施設の課程であれば入學出席も出来ると思ふのであるから、それ等の境遇に置かれて居る女子青年の爲に、最低時數の課程よりも、もつと其の境遇に適切なる専修科を置き、それ等の子女に適切なる専修事項を課するやうに致されたい。

専修科はその専修事項と修身及公民科とだけ課してよく、其の期間は三月以上一年以内に於て定めてよく、時數も何時以上と云ふ定めがないから、子女の通學に便するやうに定めて差支ない。専修事項としては、女子生活の實情としては、裁縫に關する事項は可なるべく、又今後の女子としては家事に關する常識を備へて居なければならぬ次第であるから、これも可なるべく、農村に於ては裁縫が主になることと思ふが、和服と洋服と手藝と分けて専修せしめてもよく、家事も細かく分け、洗濯だけでもよい。染物の色揚げだけでもよく、或は料理だけ修めしめると言ふ様な専修科の課程を設けても差支ない。又今年に料理、翌年は洗濯のみ、或は染色のみと言ふが如き専修科を設くるやうにしてもよい。都會の女子の専修科には、これ等の外に、タイプライティング、珠算、簿記等種々あることと思ふから、それ／＼地方の情況に應じて、必要なる専修科を設け、女子青年に教育の機會を與ふるやうにして欲しい。

三、研究科の課程及講習

研究科は本科卒業の女子及高等女學校、若くは本科卒業以上の素養あ

るものを收容して、本科の教授及訓練科目中に於て、進んで研究を希望する事項に付研究せしめる課程であるが、これまた地方に於て必要を認められてゐる課程であるから、なるべく之を設け、これ等女子青年の希望を満たさしめて欲しい。

講習 青年學校規程第二十條に「青年學校に於ては隨時講習をなすことを得」と規定されて居るのであるが、女子青年學校に於ては、此の規程を活用して、其の卒業生及一般婦人の爲に、裁縫、家事、實業に關する事項に付講習を催ほし、以て地方女子教育の補足に充て、欲しい。

第四節 青年學校の教授及訓練科目並に其の要旨

一、教授及訓練科目 青年學校の教授及訓練科目は、青年學校令第九條により左の通り定められてゐる。

普通科教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身公民科、普通學科、職業科並ニ體操科トシ、女子ニアリテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス
本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身公民科、普通學科、職業科並ニ教練科トシ、女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス
研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ授クベシ但シ修身及公民科ハ之ヲ

缺クコトヲ得ズ

教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

青年學校の教授及訓練科目は、小學校の教科目、一般中等學校の學科目に相當するものであるが、青年學校の教育は土地の情況に即して、成るべく総合的に教授及訓練を施すべきものなるに鑑み、體操科及教練科の外は大別したる科目として示されたのである。

研究科の教授及訓練科目は修身及公民科を必須科目とする外は、土地の情況に應じ、本科の教授及訓練科目に就き、各學校に於て適切と認むる研究事項を定めて、指導して可なることゝされたのである。以上に見る如く青年學校に於ては教授及訓練と言ふ言葉を使つて居るが、この語は教授と訓練とを別々に離して考ふる意味ではなくして、教授と訓練とを不可分のものとし、教授ある所に必らず訓練の相伴ふべきことを意味して居るのであることに注意されたい。由來我が國の教授の仕方は、知識の授受と言ふ方面にのみ重きを置いて、之を實習し、練磨すると言ふ方面には餘り力を注がない傾きがあつた。其の結果は理屈は相當だが、腕がない、口先きは利くが實行が伴はない。と言つた様な練磨的體得から來る眞劍味といふものを缺いて居る。つまり上つ奔りをした、頼み甲斐のない人間が多く出來上つた嫌いがある。青年學校は此の缺陷に着眼して、實驗、實習、練磨を重んじ、教授上訓練を離るべからざるものとして重きを置いたものである。抑々訓練行程の第一歩は實行である。第二歩

は反復實踐である。終局は練達である。青年教育の實際に當る者は、深くこの點に注意せなければならぬ。

次に「教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム」と云ふ規定があるが、これは規程に於て示されてゐる各科目の一年間の教授及訓練時數のことであるが、其の時數に就ては、前第三節に於て示したる課程がそれである。

二、教授及訓練科目要旨 青年學校の教授及訓練科目は、上來説き來つた如くであるが、さて其の目的及内容に關しては、青年學校令及同規程には示されてなかつたが、昭和十年八月二十三日、文部省訓令第十九號を以て、教授及訓練科目要旨を示され、之を明かに示された。

青年學校教授及訓練科目要旨

青年學校ニ於テハ常ニ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ヲ體シテ生徒ヲ教養シ特ニ左ノ事項ニ留意シテ教授及訓練ヲ爲スベシ

- 一 忠君愛國ノ大義ヲ明ニシ獻身奉公ノ心操ヲ確立スルコトニカムベシ
- 二 青年期ノ特性ニ鑑ミ向上ノ精神ト潤達ナル氣風トヲ助長シ情操ヲ豊ニシテ健全ナル生活ノ自覺ニ導クベシ
- 三 鍛鍊ヲ旨トシ鞏固ナル意志ト強健ナル身體トヲ育成スベシ

- 四 創造ヲ尙ビ勤勞ヲ樂ミ生業ニ勵ムノ習慣ヲ養フベシ

- 五 各教授及訓練科目ヲ相互ニ聯絡補益セシメ實際生活ニ即シテ知能ヲ啓發スベシ

修身及公民科

修身及公民科ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キテ徳性ヲ涵養シ公共生活ヲ完ウスルニ足ルベキ性格ヲ育成シ殊ニ我が國體ノ本義ト立憲自治ノ精神トヲ體得セシムルヲ以テ要旨トス

修身及公民科ハ道徳ノ要領並ニ日常生活ニ適切ナル法制上經濟上及社會上ノ事項ヲ授ケ尙女子ニ在リテハ特ニ婦徳ノ涵養ニ資スベキ事項ヲ加フベシ

注 意

- 一 修身及公民科ニ於テハ生徒ノ年齢、境遇及男女ノ特性ヲ考慮シテ其ノ實際生活ニ適切ナル事項ヲ授ケ實踐躬行ニ導クベシ
- 二 國民ノ記念スベキ日、忠良賢哲ノ記念日及訓練ニ資スベキ事件ノ生ジタル時等ニ於テハ之ニ因ミテ適宜教訓スベシ
- 三 時事ヲ取扱フ場合ニ於テハ穩健中正ヲ期シ之ニ對スル正シキ批判力ヲ養フコトニカムベシ

普通學科

普通學科ハ日常生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ増進シ一般的教養ヲ高ムルヲ以テ要旨トス

普通學科ハ國語及國史ニ關スル事項ヲ授クルノ外、地理、數學、理科、音樂等ニ關スル事項ニ就キ土地ノ狀況ニ應ジテ適宜之ヲ授クベシ

注意

- 一 普通科ニ於テハ成ルベク各事項ヲ生活ニ關聯セシメ且各事項ノ綜合ニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 二 國語、國史、地理等ニ關スル事項ハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保チ我方國體國民文化ノ特質及國勢ヲ詳ニシ進ンデ東西文化ノ發展ト國際狀勢トヲ知ラシメ國民精神ヲ涵養スルコトニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 三 國語、數學、地理、理科等ニ關スル事項ハ特ニ職業科トノ聯絡ヲ保チ日常生活ニ適切ナラシムルコトニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 四 音樂ニ關スル事項ハ高雅ナル情操ヲ養ヒ國民精神ノ涵養ニ資スベキ者ヲ選ビテ之ヲ授クベシ

職業科

職業科ハ職業ニ須要ナル知識技能ヲ修練セシメ兼ネテ職業生活ノ社會的意義ヲ體得セシムルヲ以テ要旨トス

職業科ハ農業、工業、商業、水産其ノ他ノ職業ノ中ニ就キ土地ノ狀況ニ適切ナル事項ヲ授クベシ

注意

- 一 職業科ニ於テハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保チ職業ヲ通ジテ徳性ヲ涵養スルコトニ留意スベシ
- 二 職業科ハ生徒ノ職業生活ノ實際ニ適切ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 三 職業科ニ於テハ研究心ヲ養ヒ工夫創作ノ力ヲ陶冶スルコトニ留意スベシ
- 四 職業科ニ於テハ特ニ實驗實習ヲ重ンズベシ
- 五 職業科ニ於テハ努メテ地方産業トノ聯絡ヲ保チテ隨時見學等ヲ爲サシム

家事及裁縫科

家事及裁縫科ハ家事及裁縫ニ關スル知識技能ヲ修練セシメ兼ネテ堅實ナル家庭生活ヲ營ムノ能力ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

家事及裁縫科ハ家事、裁縫及手藝ニ就キ土地ノ状態ニ應ジテ家庭生活ノ實際ニ適切ナル事項ヲ授クベシ

注意

- 一 家事及裁縫ハ家庭生活ノ整理ト改善トニ資スルコトニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 二 家事及裁縫科ニ於テハ趣味ノ向上ヲ圖リ工夫力ヲ練リ節約、利用、清潔、整頓ノ習慣ヲ養フコトニ力ムベシ

三 家事及裁縫科ニ於テハ特ニ實驗實習ヲ重ンズベシ

體操科

體操科ハ身體ヲ強健ニシ其ノ動作ヲ輕快敏捷ナラシメ容儀ヲ整ヘ剛毅快活ノ精神ト規律ヲ重ンジ協同ヲ尙ブノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操科ハ體操、教練、競技及遊戯等ニ就キ適宜之ヲ授クベシ

注意

- 一 體操科ハ生徒ノ身體ノ發育狀況及男女ノ特性ヲ考慮シテ之ヲ授クベシ
- 二 體操科ニ於テハ職業等ニ因ル固癖ヲ矯正スルコトニ留意スベシ

教練科

教練科ハ意志ヲ練磨シ身體ヲ鍛鍊シ堅忍剛毅ノ精神ト規律ヲ重ンジ協同ヲ尙ブノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

教練科ハ教練及體操ヲ授ケ尙土地ノ狀況ニ依リ適宜武道及競技ヲ加フベシ

注意

- 一 教練科ハ生徒ノ身體ノ發育狀況ヲ考慮シテ之ヲ授クベシ
- 二 教練科ニ於テハ職業等ニ因ル固癖ヲ矯正スルコトニ留意スベシ

三 教練科ニ於テハ教練ノ基本的事項ノ演練ニカムベシ

三、教授及訓練科目要旨

以上は青年學校の教授及訓練科目要旨の全部であるが、其の初めには青年學校に於ける教育の大綱とも云ふべき五大綱目があげられてゐる。各教授及訓練科目の取扱に於ては固より、其の他生徒の教養に際し其の指導の根本方針をなすものであるから、青年學校教育の任に當るもの、即ち學校長は云ふまでもなく、専任教員も兼任教員も、男教員も女教員も、教練指導員の方々も、また講師の方々でも、苟も青年學校の教育に携はる總べての方々は、熟讀玩味良く其の精神のあるところを把握し、常に此の方針に基きて教育を施すやうに努めなければなりません。それと同時に各科目の要旨に就ても一通り其の意のあるところ知りおくやうにせねはならぬと思ふ。

各科目の要旨は三段より成つてゐる。即ち其の第一段には其の科目の目的、第二段には教材の範圍、第三段には教材取扱上の注意を示されてゐて、各科目教授及訓練要目制定の根據をなし、教授及訓練の根本を爲してゐるのである。左様な次第であるから、要目を制定するには、此の要旨に據らなければならぬことは申すまでもなく、教材の取扱方も之に根基があるのである。故に要目並に其の教材の取扱方を研究しようと致せば、先づ十分にこの要旨の意のあるところを明かにすることが肝要である。かく根本を研究して要目制定並に教材取扱上の根本趣旨を理解せられ、以て要目を研究せられ、以て其の運用を適切にせられるやうに努力して頂きたいと思ふのである。依つて蛇足ながら次に

要旨の説明をなして参考に供さうと思ふ。

青年學校教育の五大方針

青年學校ニ於テハ常ニ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ヲ體シテ生徒ヲ教養シ特ニ左ノ事項ニ留意シテ教授及訓練ヲ爲スベシ

一、忠君愛國ノ大義ヲ明ニシ獻身奉公ノ心操ヲ確立スルコトニカムベシ

二、青年期ノ特性ニ鑑ミテ向上ノ精神ト潤達ナル氣風トヲ助長シ情操ヲ豊ニシ健全ナル生活ノ自覺ニ導クベシ

三、鍛鍊ヲ旨トシ鞏固ナル意志ト強健ナル身體トヲ育成スベシ、

四、創造ヲ尙ビ勤勞ヲ樂ミ生業ニ勵ムノ習慣ヲ養フベシ

五、各教授及訓練科目ヲ相互ニ聯絡補益セシメ實際生活ニ即シテ知能ヲ啓發スベシ

とあつて、青年學校は教育に關する勅語の趣旨を體して、生徒を教養すべきことを明示され、次に五大方針を示されてゐるが、既に前にも述べたやうに、各科目の教授及訓練上に於ても、また其他の機會に於ける生徒教養上に於ても、常に心得置いて指導に當るべき根本方針であるから、青年教育の任に當る者は深く研究して其の趣旨を能く味つて置かなければならぬと思ふから、右の五項につき

略解を試みよう。

第一の方針は、我が國體を明徴にし、國家の興隆、郷土開發の爲めに、精魂を捧ぐる人を養ふことに力むべしとのことである。世間にて説をなすものの中には、孝の徳、愛郷心の涵養に就いて明示がないと評するものもあるが、我が國に於ては國體を明徴にし、忠君愛國の大義を明かにし、獻身奉公の心操を確立すれば、自然孝の徳、愛郷心等は其の中に含まれて養はれることで、明示してゐないからとて、之を缺いたものと見ることは當らないのである。されば青年教育にたづさはる者は、常に此の方針に注意を拂つて生徒を教育せねばならぬ。

第二の方針は、青年期の特性たる英氣激洩たる向上の精神を伸ばして、豊なる情操に包まれた、明朗達潤なる、青年らしき青年を養成する様にとのことである。

第三の方針は、鍛鍊に依つて鞏固なる意志と、強健なる身體の所有者を作り、堅忍持久、如何なる艱難辛苦にも耐え、克服せざれば已まざる底の、ねばり強き青年を育成せよとの意である。蓋しねばり強き青年は、鍛鍊に依つて鍊成されることが多いからである。

第四の方針は、研究心に燃え、勤勞を樂み、自己の職業を天職なりと愛好する底の青年を養成せよとの意である。

第五の方針は、各教授及訓練科目は取扱上の根本方針を述べられたものであるが、互に聯絡をとり、

重複して授けざる様に注意し、甲の科目又は教材に於て授けたことは、乙の科目又は教材に於ては復習的に取扱ふ様にして、互に相補益せしめ、且實際生活に教材を求めて、實生活から遊離せざる様、實際生活に基きて指導し、活用のある知能を啓發せよとの意である。

次には教授及訓練の各科目につき、それ／＼其の要旨を示されてゐるから、其の主要の説明を試みることにする。

修身公民科

「修身及公民科」なる名稱は、修身科、公民科なる二科目を、便宜上一科目としたものではなく、所謂不可分の一語で、從來の修身科、公民科の教材を融合一體として授くる趣旨で、「修身及公民科」なる名稱を用ひたのであるから、決して二科目として取扱はないやう致されたい。尙本科は各科目教授及訓練の中心をなすものであるから、各科目教材中本科と關係ある事項は、特に本科と聯絡を保ちて取扱ふやうに注意せられたい。

修身及公民科ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キテ徳性ヲ涵養シ公共生活ヲ完ウスルニ足ルベキ性格ヲ育成シ殊ニ我が國體ノ本義ト立憲自治ノ精神トヲ體得セシムルヲ以テ要旨トス

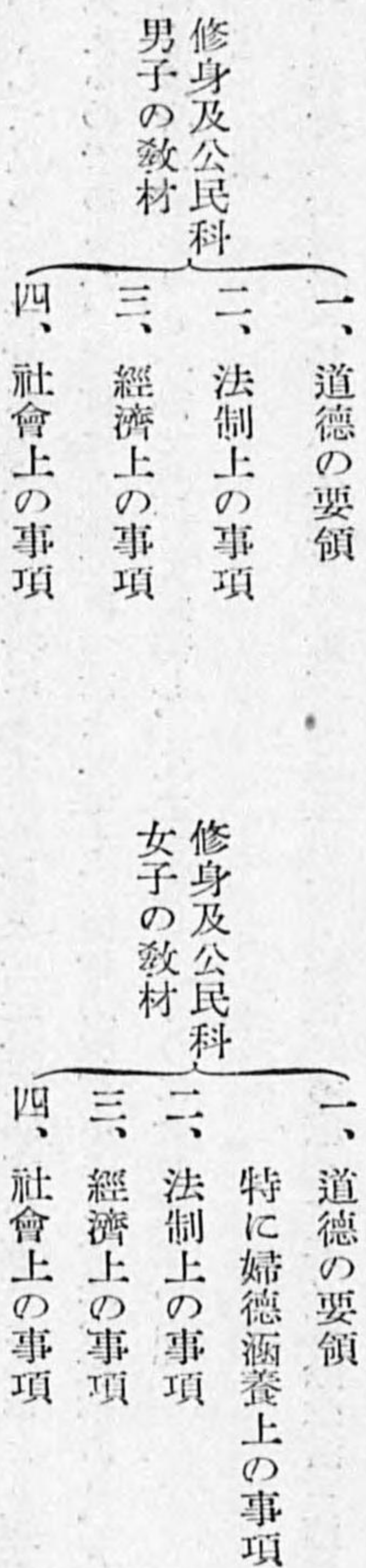
右の事項は修身及公民科の要旨即ち目的で、教育に關する勅語の趣旨に基き徳性を涵養し公共生活を完うするに足るべき性格を育成することが、其の目的であると示されてゐるのであるが、修身及公

民科を二科目の如く考へてゐる人は、「徳性の涵養」は從來の修身科の目的であり、「公共生活を完うするに足るべき性格の育成」は從來の公民科の目的を意味してゐる如く解してゐるが、この二者は此の如き二つの目的ではなく、徳性を涵養して公共生活を完うするに足るべき性格を育成するに在るので、全く一體をなしてゐるのである。かく目的を示され、尙特に力を用ふべき點を次のやうに示されてゐるのであります。

- 要旨徹底のため特に力を用ひて教育すべき事項
 - 一、我が國體の本義の體得
 - 二、立憲自治の精神の體得

修身及公民科ハ道德ノ要領竝ニ日常生活ニ適切ナル法制上、經濟上及社會上ノ事項ヲ授ケ女子ニ在リテハ特ニ婦徳ノ涵養ニ資スベキ事項ヲ加フベシ

右の事項は修身及公民科の教材の範圍を示されたものであるが、之を表示すると左の通りである。



かくして見ると、教材は從來の修身科に屬する教材と公民科に屬する教材との中より選ぶべきやうに見えるのであるが、教材は左様であつたとしても、修身的教材中にも公民の教があり、公民的教材中にも修身の教ありと心得て教材を選択し、又之を取扱ふやうにせねばならぬ。

注意

一、修身及公民科ニ於テハ生徒ノ年齢、境遇及男女ノ特性ヲ考慮シテ其ノ實際生活ニ適切ナル事項ヲ授ケ實踐躬行ニ導クベシ

二、國民ノ記念スベキ日、忠良賢哲ノ記念日及教訓ニ資スベキ事件ノ生ジタル時等ニ於テハ之ニ因ミテ適宜教訓スベシ

三、時事ヲ取扱フ場合ニ於テハ穩健中止ヲ期シ之ニ對スル正シキ批判力ヲ養フコトニカムベシ

右の事項は修身及公民科の教授及訓練上の注意を示されたものであるが、修身及公民科は特に男女青年の生活に即したる事項を授け、之を實踐躬行せしむるまでに到らしむることが大切であるから、特に第一の注意をされたのである。

第二項は記念日等の取扱に關して注意されたものであるが、國民の記念すべき日は、國家的行事として記念すべき日に就てあるが、特に府縣、市町村に於て記念すべき日あれば、之を加へて記念すべきは勿論である。其の他に就ては別に説明を要しないと思ふ。

第三項の時事を取扱ふ場合とあるのは、國民として心得おくべき時事に就ては、男女青年の教育上無關心であつてはなりませんから、之を修身及公民科の教材に採つて授くべきであるが、其の場合には穩健中正を期し、之に對する正しき批判力を養ふことに力むるやうにと注意されてゐるが、この注意の通りにあらしむるに就ては、其の時事に關しての事實上の材料を豊富にし、以て其の時事に關する正しき認識を與ふることが大切である。新聞雜誌は事件を早く知らしむることを尙ぶため、事實の探索を十分にしないで報導することがあるがため、住々にして誤報があり、又時事に對しての批判には、往々にして一黨一派に偏することもあり、個人の獨斷的意見に流れて事實の正鵠を失する場合もあるのであるから、よく注意しなければならぬ。尙小作問題、勞働問題などの突發したる場合に對しての取扱ひに關してあるが、此の如き問題は、實務青年のこととして、生徒の家庭又は生徒の關係し居ることもあるのであるから、學校としては、此等の爭議に参加すべからざるは勿論、靜觀の態度を持すべきであるが、これ等の問題に就ては、此の如き事件の起らざる以前に於て、其の運動は合法的であつて、第三者より決して批難を受けざるものでなければならぬことを指導し置くやうに努むべきである。

普通學科

普通學科ハ日常生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ増進シ一般的教養ヲ高ムルヲ以テ要旨トス

右の事項は普通學科の要旨であるが、之を表示すると左の如くである。

普通學科の要旨

一、普通の知識技能の増進

普通の知識技能の増進と、増進の文字を用ひたのは、男女青年は小學校に於て既に普通の知識技能を修めて居るのであるから、青年學校としては、その知識技能以上のことを意味するのである。一般教養ある人と云ふ時は、修養のある人と言ふ様に解されてゐるが、言葉を換へて申せば、常識を豊富にし、教養を高めると言ふ意である。

普通學科ハ國語及國史ニ關スル事項ヲ授クルノ外地理、數學、理科、音樂等ニ關スル事項ニ就キ土地ノ情況ニ應ジテ適宜之ヲ授クベシ

右の事項は普通學科の教材の範圍を示されたものであるが、各事項は普通學科の内容を示したもので、普通學科の中に國語科、國史科、地理科、數學科、理科、音樂科と云ふ如き學科目があるのではなく、教材をそれ等に關する事項より選ぶべきことを示されたのであるから、特に注意する。而して青年學校の普通科、本科を通じて國語及國史に關する事項は必修せしめる方針であるが、その他の事項に關しては、職業その他の事情で必要なるものを選びて課するの意である。音樂に關しては、定りたる時間を設けないうで、適宜課してもよいことと思ふ。

普通科に於ては、高等小學校に進まぬ生徒のこと故、特別の場合を除きては、なるべく普通學科の全範圍に亘りて課し、特に國語及數學に關する事項に重きをおく方が可なるべく、本科に於ては、最低時數に近い場合は、國語及國史に關する事項の外は、主として職業を研究するに基礎となるやうな必要事項のみを授けて頂きたい。

注 意

一 普通學科ニ於テハ成ルベク各事項ヲ生活ニ關聯セシメ且各事項ノ綜合ニ留意シテ之ヲ授クベシ
 二 國語、國史、地理等ニ關スル事項ハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保テ我ガ國體、國民文化ノ特質及國勢ヲ詳ニシ進ンデ東西文化ノ發展ト國際情勢トヲ知ラシメ國民精神ヲ涵養スルコトニ留意シテ之ヲ授クベシ

三 國語、數學、地理、理科等ニ關スル事項ハ特ニ職業科トノ聯絡ヲ保テ日常生活ニ適切ナラシムルコトニ留意シテ之ヲ授クベシ

四 音樂ニ關スル事項ハ高雅ナル情操ヲ養ヒ國民精神ノ涵養ニ資スベキモノヲ選ビテ之ヲ授クベシ
 右の事項は普通學科を授くるときの注意であるが、第一項は普通學科の内容は、前項に示したるやうに、廣く各種の事項に亘つてゐるのであるが、これ等の事項を授くるにはバラバラになつた知識技能にならぬやうに、各事項を生活に關聯せしめ、且各事項を綜合して授くるやうに留意してとの希望

注意である。その他は別に説明を要しないと思ふ。

職業科

職業科ハ職業ニ須要ナル知識技能ヲ修練セシメ兼ネテ職業生活ノ社會的意義ヲ體得セシムルヲ以テ要旨トス

右の事項は職業科の要旨であるが、表示すると左の通りである。

職業科要旨

- 一、職業に關する須要なる知識技能の修練
- 二、職業生活の社會的意義の體得

職業に關する須要なる知識技能の修練としたのは、單に之を授くるに止らず、職業に關する事項に付、十分に之を知らしめたる上、之を熟達するまで練習せしむるの意である。

職業生活の社會的意義の體得とは、其の職業の國家的、社會的意義を十分に知らしめ、自己の職業を尊重し、愛好するの念を養ふのみに止らず、其の職業を實地に行ひ生活するによりて其の國家的、社會的意義を十分に體得せしめ、職業に對し研究的に没頭して従事するを樂しみとし、職業を忘れて職業に従事するの境地に至らしめるの意である。

職業科ハ農業、工業、商業、水産其ノ他ノ職業ノ中ニ就キ土地ノ情況ニ適切ナル事項ヲ授クベシ

右の事項は職業科教材の範圍を示されたのであるが、最も大切な事は、其の地方の職業中に就て

適切なる事項を選ぶと言ふことであつて、從來の學校教育に於けるやうに、廣く一般的の教材を採用し、學問的研究のみに流れぬ様にするのである。

注意

- 一 職業科ニ於テハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保チ職業ヲ通ジテ徳性ヲ涵養スルコトニ留意スベシ
- 二 職業科ハ生徒ノ職業生活ノ實際ニ適切ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 三 職業科ニ於テハ研究心ヲ養ヒ工夫創作ノ力ヲ陶冶スルコトニ留意スベシ
- 四 職業科ニ於テハ特ニ實驗實習ヲ重ンズベシ
- 五 職業科ニ於テハ努メテ地方産業トノ聯絡ヲ保チテ隨時見學等ヲ爲サシムベシ

右の事項は職業科の教材を授くるときの注意であるが、これは知識技能の教授に對する戒告であるが、職業科は單なる教授に止らず、徳性涵養の機會が非常に多いのであるから、修練にまで進み、國家的、社會的意義を體得せしむるまで、教授及訓練を進めるやうに注意して頂きたいのである。尙其他の注意事項に留意し、指導の徹底を期するやうに致されたい。

家事及裁縫科

家事及裁縫ハ家事裁縫ニ關スル知識技能ヲ修練セシメ兼ネテ堅實ナル家庭生活ヲ營ムノ能力ヲ得シ

ムルヲ以テ要旨トス

右の事項は家事及裁縫の要旨であるが、之を表示すれば次の如くである。

家事及裁縫の要旨

- 一、家事及裁縫に關する知識技能の修練
- 二、家庭生活を營む能力の修得

婦人の天職は、人の妻として、母として、且つ國家組織の本源たる家庭生活の要因としての務を果たすことにある。これ特に要旨一、の外に二の目標を示されたものと思ふ。修身及公民科の婦徳の涵養と共に、大に注意して欲しい。

家事及裁縫ハ家事、裁縫及手藝ニ就キ土地ノ狀況ニ應ジテ家庭生活ノ實際ニ適切ナル事項ヲ授クベシ

右の事項は家事及裁縫科の教材の範圍を示されたものであるが、職業科と同じく、郷土本位、生徒の生活本位に教材を選択すべきものである。尤も本科目に關する教授及訓練要目は既に文部省より示されてあるが、後章に他の科目の要目と共に示して居るから、之に就て研究せられたい。

注意

- 一 家事及裁縫科ハ家庭生活ノ整理ト改善トニ資スルコトニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 二 家事及裁縫科ニ於テハ趣味ノ向上ヲ圖リ工夫力ヲ練リ節約、利用、清潔、整頓等ノ習慣ヲ養フ

コトニカムベシ

三 家事及裁縫科ニ於テハ特ニ實驗實習ヲ重ンズベシ

右の注意事項は、家事及裁縫科を授くるときの注意すべき要點を示されたものであつて、特に第三項の實驗、實習に關しては、簡單なることでも、力めて之を行はしむる様にして欲しい。

體操科

體操科ハ身體ヲ強健ニシ其ノ動作ヲ輕快敏捷ナラシメ容儀ヲ整ヘ剛毅快活ノ精神ト規律ヲ重ンジ協同ヲ尙ブノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

右の事項は體操科の要旨であるが、表示すれば左の通りである。

體操科の要旨

- 一、身體の強健、輕快敏捷の養成
- 二、容儀端正の習慣養成
- 三、剛毅、快活、規律及協同尊重の精神涵養

體操科ハ體操、教練、競技及遊戯等ニ就キ適宜之ヲ授クベシ

右の事項は體操科教材の範圍を示されたものである。體操科の教授及訓練要目については、既に昭和十二年の文部省訓令第二十三號にて、修身及公民科並家事及裁縫科の要目と共に明示されて居るから、就て研究せられんことを望む次第である。

注意

- 一、體操科ハ生徒ノ身體ノ發育狀況及男女ノ特性ヲ考慮シテ之ヲ授クベシ
- 二、體操科ニ於テハ職業等ニ因ル固癖ヲ矯正スルコトニ留意スベシ

右の事項は體操科を授くる時の注意であつて、生徒身體の發育狀況及男女の特性を考慮に入れて授くべきことを明示し、更に第二項に於ては職業に因る固癖矯正につき、特に注意を喚び起されたものである。

教練科

教練科ハ意志ヲ練磨シ身體ヲ鍛鍊シ堅忍剛毅ノ精神ト規律ヲ重ンジ協同ヲ尊ブノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

右は教練科の要旨であるが、之を表示すれば次の通りである。

教練科の要旨

- 一、身體の鍛鍊
- 二、精神の陶冶(意志の練磨、堅忍剛毅、規律及協同尊重精神の涵養)

となる。教練を授くる場合には、特に此の目的の達成に留意されたいと思ふ。

教練科ハ教練及體操ヲ授ケ尙土地ノ情況ニ依リ適宜武道及競技ヲ加フベシ

右の事項は教練科の教材を示されたもので、教練科の要旨は、昭和十三年の八月六日の官報に普通

學科の要目と共に文部省訓令第二十三號を以て示されてゐるから、念のため述べておく。

注意

- 一、教練科ハ生徒ノ身體ノ發育情況ヲ考慮シテ之ヲ授クベシ
- 二、教練科ニ於テハ職業等ニ因ル固癖ヲ矯正スルコトニ留意スベシ
- 三、教練科ニ於テハ教練ノ基本的事項ノ演練ニ力ムベシ

右の事項は教練科を授くる時の注意事項であるが、普通科の生徒より年齢の長じたる本科及研究科の男生徒に課するものであるから、第二項の職業等に因る固癖の矯正には一層の注意をして欲しいのである。

第二章 各科目の教授及訓練要目

第一節 修身及公民科教授及訓練要目

一 修身及公民科の要目 修身及公民科の教授及訓練要目は、文部省に於て、調査委員會を設けられ、前節に述べたる教授及訓練科目要目の趣旨に依り、慎重審議せられて得たる成案に基き、昭和十二年五月二十九日文部省訓令第二十三號を以て公布せられたものなるが、其の中に就き、女子の要目を示さう。

本科(女子三年制)

第一年

- 一 我等の郷土
 - 協同生活……持ちつ持たれつ・先人の遺業と後進の任務
 - 共に楽しむ喜び……年中行事
 - 郷土の氣風……醉風美俗の涵養
 - 郷土愛……愛郷と愛國・郷土愛と

注意

郷土の發展・發展の基礎としての郷土研究

農村と都市……兩者の特徴と相互依存・農村の振興(農民精神・産業の開發・經營法の改善)・都市生活の改善(隣保互助精神の涵養・健全なる娛樂・都市の美化)

- 一 協同生活の實際的指導並に訓練に特に留意すること
- 一 年中行事は其の都度適切なる指導をなすこと
- 一 農村に於ては農村を主として都市に、都市に於ては都市を主として農村に説き及ぼすこと
- 一 都市に於ても郷土愛の涵養に

力むること

二 敬神崇祖

- 朝夕のつとめ
- 氏神
- 神社
- 祭祀

注意

- 一 單なる知識の授與に止まるとなく敬神崇祖の精神を體得せむしること
- 一 心をこめて神事佛事等を營む風を養ふこと
- 一 「我等の郷土」に於ける「年中行事」との關聯に留意すること

三 我が家

- 家庭……人生の本據・社會人の搖籃
- 家庭愛……親子・兄弟姉妹・祖先・忠孝一本

家の榮え

家の經濟……家の經濟と國の富

戸主 家族 親族

戸籍

相續

注意

- 一 樂しき家庭の建設の喜びを感ぜしむること
- 一 一家の事のみを考ふるの弊に陥ることなきやう家と社會國家との關聯に留意すること
- 一 法制は實際生活に即して取扱ふこと
- 一 家事及裁縫料との聯絡に留意すること

四 職業

- 人生と職業……職業の社會的意義
- 労働の尊さ
- 働くものの喜び

働かざることの寂しき

注意

- 一 人は職業を通じて社會に繋がるものなることを體認し自尊自重の精神を抱くに至らしむること
- 一 職業科との聯絡に留意すること

五 健康

- 健康の尊さ
- 健全なる精神と健全なる身體
- 國民保健……國民體育と公衆衛生職業と保健
- いかにして我等の健康を増進すべきか

注意

- 一 單に個人としてのみならず國民生活の上より見て健康がいかに大切なるかを會得せしむること



と

- 一 其の村其の町の實情を視て適切なる指導をなすこと
- 一 青年期に於ける健康の指導に留意すること

六 學ぶ心

- 一 學ぶことの意義と尊さ
- 一 學ぶ態度……思ふて學び學びて思ふ

研究心……工夫・研究

自己教養……讀書

働くことに依つて學ぶことの尊さ

我が國教育の現情

發明發見

注意

- 一 研究心は特に其の芽生に於て之が愛育に力むべきこと
- 一 常に研究工夫の用意を失はざるやう力めしむべきこと

一日の充實……實踐射行・習ひ性となる

注意

- 一 自然に對して敬虔の念を抱かしむこと
- 一 日日の生を喜び且惜しみつつ意義ある生活を果敢に續け行く態度を養ふこと

第二年

我が國

天皇……皇位の繼承・御聖徳

皇室と臣民……忠君愛國

帝國憲法の精神

祝祭日 國歌 國旗

國勢の大要……國力の根源

我が國の文化……文化と人生

世界に於ける地位

文化の創造

國土の開發

海外發展……移植民・世界市場の

開拓

注意

- 一 日本國民たるの誇りと喜びとを感ぜしむること
- 一 國民的自覺を昂揚し進取の精神を振起すること

二 立憲政治

我が國立憲政治の由來……我が國體と立憲政治

政府

帝國議會

輿論……政黨

注意

- 一 憲政濟美に對する熱意を喚起すること
- 一 國民の政治に對する關心を喚起すること
- 一 殊に實地の訓練に依りて輿論

第二章 各科目の教授及訓練要目

の本質意義を體得せしむること

三 地方自治

自治の精神……自立と協同・自治と責任・自治と秩序

地方自治體

地方自治の組織と運營……會議精神

自治と選舉

地方自治と國家生活

注意

- 一 協同生活の訓練に依りて自治の本義を體得せしむること

四 正義

正義感

操守

權利と義務

注意

- 一 内に深く正義感を抱き正しきに強き國民を養ふこと

五 國法

法……團體生活と法の必要

遵法……動機と手段

法と道徳

裁判……裁判所・訴訟と調停・陪審

審

注意

一 司法と國民との協力に説き及ぼすこと

六 國民經濟

産業 貿易

物價

金融……信用機關

所得

消費

注意

一 經濟觀念の涵養に留意すること

七 納稅

女子青年學校の經營

國家並に地方の財政……豫算
租 稅

納稅の義務

八 國防と國交

國防と軍備

國民皆兵……兵役の義務

銃後の力

國交と平和

國際協力

國民外交

注意

一 友邦の誼殊に日滿不可分の關係に説き及ぼすこと

第三年

一 大國民

我が國民性の由來

我が國民性の長所短所

國民性の涵養……大國民の理想

注意

一 我が國民をして寛厚・堅忍にして而も深みある大國民たらしむることに力を致すべきこと

一 青年

青年の特性……長所・短所

青年の地位と責任……明日の建設者

若さの喜びと生活の充實……向上心・修養・現實と理想

心の動搖と心の鍛鍊……自制と自重

青年の友情・協同……青年團體

一 努めて青年を知り勤勞しつゝ、學ぶ者の立場を解し以て若き日の力と望みとを建設への喜びに導くこと

三 世の中

全體と個……家と己・社會と己・

國家と己

協力和合……團體生活・他人の名譽の尊重

個の力……開拓者・隠れたる努力

社會の恩

感謝報恩

注意

一 偉人の力は重んずべきも無名の人々の力のまた無視すべからざるを知らしむること

一 産業組合商工業組合等にも説き及ぼすこと

四 教養

品格

社會的教養並に訓練……規律・公德心

禮節……禮儀作法・言葉遣ひ

實際

常識

趣味……生活の潤・娛樂・讀書の楽しみ

宗教心

注意

一 科學常識を養ふことの肝要なるを知らしむること

一 健全なる娛樂の指導に留意すること

五 婦 德

貞淑と聰明

思慮分別……熟慮實踐

良き妻

母の尊さ

六 婚 姻

人生と婚姻

配偶の選擇

婚 儀……簡素にして嚴肅・婚姻

届

夫婦の道

自己の社會的並に國家的意義

八 人生の喜び

注意

一 先づ其の郷土を住みよき社會となすやう力めしむべきこと

一 婚儀に於ける浪費を戒しむること

一 婚姻に関する迷信の打破に力むること

七 住みよき社會の建設

他人の幸福を喜ぶ心 他人の長所を見る眼

現代の世相

公安……警察と公衆との協力・災害防止

博愛同情

社會事業

社會政策

注意

人類文化に對する貢獻

人生の怡樂

人は永遠に生く

本科(女子二年制)

第一年

一 我等の郷土

協同生活……持ちつ持たれつ・先人の遺業と後進の任務

共に樂しむ喜び……年中行事

郷土の氣風……醇風美俗の涵養

郷土愛……愛郷と愛國・郷土愛と郷土の發展・發展の基礎としての郷土研究

農村と都市……兩者の特徴と相互依存・農村の振興(農民精神・産業の開發・經營法の改善)・都市

生活の改善(隣保互助精神の涵養・健全なる娛樂・都市の美化)

注意

第二章 各科目の教授及訓練要目

女子青年學校の經營

- 一 協同生活の實際的指導並に訓練に特に留意すること
- 一 年中行事は其の都度適切なる指導をなすこと
- 一 農村に於ては農村を主として都市に、都市に於ては都市を主として農村に説き及ぼすこと
- 一 都市に於ても郷土愛の涵養に力むること

二 敬神崇祖

朝夕のつとめ
氏神

神社
祭祀

注意

- 一 單なる知識の授與に止まることなく敬虔崇祖の精神を體得せしむること
- 一 心をこめて神事佛事等を營む

四〇

- 風を養ふこと
 - 一 「我等の郷土」に於ける「年中行事」との關係に留意すること
- 三 我が家
- 家庭……人生の本據・社會人の搖籃
 - 家庭愛……親子・兄弟姉妹・祖先・忠孝一本
 - 家の榮え
 - 家の經濟……家の經濟と國の富
 - 戸主 家族 親族
 - 戸籍 相續
- 注意
- 一 樂しき家庭の建設の喜びを感じせしむること
 - 一 一家の事のみを考ふるの弊に陥ることなきやう家と社會國家との關係に留意すること

- 一 法制は實際生活に即して取扱ふこと
 - 一 家事及裁縫科との聯絡に留意すること
- 四 青年
- 青年の特性……長所・短所
 - 青年の地位と責任……明日の建設者
 - 若さの喜びと生活の充實……向上心・修養・現實と理想
 - 心の動搖と心の鍛鍊……自制と自重
 - 青年の友情・協同……青年團體
- 注意
- 一 努めて青年を知り勤勞しつゝ、學ぶ者の立場を解し以て若き日の力と望みとを建設への喜びに導くこと

五 職業

人生と職業……職業の社會的意義
勞働の尊さ
働くものの喜び
働かざることの寂しさ

注意

- 一 人は職業を通じて社會に繋がれるものなることを體認し自尊自重の精神を抱くに至らしむること
- 一 職業科との聯絡に留意すること

六 健康

健康の尊さ
健全なる精神と健全なる身體
國民保健……國民體育と公衆衛生
職業と保健
いかにして我等の健康を増進すべきか

注意

第二章 各科目の教授及訓練要目

一 單に個人としてのみならず國民生活の上より見て健康がいかに大切なるかを會得せしむること

一 其の村其の町の實情を視て適切な指導をなすこと

一 青年期に於ける健康の指導に留意すること

七 世の中

全體と個……家と己・社會と己・國家と己

協力和合……團體生活・他人の名譽の尊重

個の力……開拓者・隠れたる努力
社會の恩
感謝報恩

一 偉人の力は重んずべきも無名の人々の力のまた無視すべから

一 偉人の力は重んずべきも無名の人々の力のまた無視すべから

ざるを知らしむること

一 産業組合商工業組合等にも説き及ぼすこと

八 學ぶ心

學ぶことの意義の尊さ
學ぶ態度……思うて學び學びて思ふ

研究心……工夫・研究
自己教養……讀書
働くことに依つて學ぶことの尊さ
我が國教育の現情
發明發見

一 研究心は特に其の芽生に於て之が愛育に力むべきこと

一 常に研究工夫の用意を失はざるやう力めしむべきこと

一 發明發見の實例としては殊に青年の輝かしき業績を擧ぐるこ

と

- 一 讀み物指導に留意すること
- 一 餘暇指導に留意すること

九 教養

- 品格
- 社會的教養並に訓練……規律・公德心
- 禮節……禮儀作法・言葉遣ひ
- 交際
- 常識
- 趣味……生活の潤・娯樂・讀書の楽しみ
- 宗教心

注意

- 一 科學常識を養ふことの肝要なるを知らしむること
- 一 健全なる娯樂の指導に留意すること

十 まごころ

誠……一切の徳は誠より生ず
至誠神に通ず

注意

- 一 まごころは處世の根本なるを體得せしむること
- 十一 日日の生
- 自然と人生……大自然・自然の恩恵
- 日日これ建設……日に新なり
- 自覺の生活……反省
- 合理化……人力・物及時の活用・陋習打破
- 分度
- 一日の充實……實踐躬行・習ひ性となる
- 注意
- 一 自然に對して敬虔の念を抱かしむること
- 一 日日の生を喜び且惜しみつゝ

意義ある生活を果敢に続け行く
態度を養ふこと
第二年

一 我が國

- 天皇……皇位の繼承・御聖徳
- 皇室と臣民……忠君愛國
- 帝國憲法の精神
- 祝祭日 國歌 國旗
- 國勢の概要……國力の根源
- 我が國の文化……文化と人生
- 世界に於ける地位
- 文化の創造
- 國土の開發
- 海外發展……移植民・世界市場の開拓
- 注意
- 一 日本國民たるの誇りと喜びとを感ぜしむること
- 一 國民的自覺を昂揚し進取の精神

神を振起すること

二 大國民

- 我が國民性の由來
- 我が國民性の長所短所
- 國民性の涵養……大國民の理想

注意

- 一 我が國民をして寛厚・堅忍にして而も深みある大國民たらしむることに力を致すべきこと

三 政治

- 我が國立憲政治の由來……我が國體と立憲政治
- 政府
- 帝國議會
- 輿論……政黨
- 地方自治……自治の精神・地方自治體・自治の選舉
- 地方自治の組織と運營……會議精神

地方自治と國家生活

注意

- 一 國民として政治に對する關心の必要なるを知らしむること
- 一 協同生活の訓練に依りて自治の本義を體得せしむること

四 國法

- 正義……正義感・操守・權利と義務
- 法……團體生活と法の必要
- 遵法……動機と手段
- 法と道徳
- 裁判……裁判所・訴訟と調停・陪審
- 注意
- 一 内に深く正義感を抱き正しき國民を養ふこと

五 國民經濟

産業 貿易

物價

金融……信用機關

所得

消費

注意

- 一 經濟觀念の涵養に留意すること

六 納税

- 國家並に地方の財政……豫算
- 租税
- 納税の義務

七 國防と國交

- 國防と軍備
- 國民皆兵……兵役の義務
- 銃後の力
- 國交と平和
- 國際協力
- 國民外交
- 注意

一 友邦の誼殊に日滿不可分の關係に説き及ぼすこと

八 婦 德

貞淑と聰明

思慮分別……熟慮實踐

良き妻

母の尊さ

九 婚 姻

人生と婚姻

配偶の選擇

婚儀……簡素にして嚴肅・婚姻届夫婦の道

注意

一 婚儀に於ける浪費を戒しむること

一 婚姻に關する迷信の打破に力むること

十 住みよき社會の建設

他人の幸福を喜ぶ心 他人の長所

を見る眼

現代の世相

公 安……警察と公衆との協力・災害防止

博愛同情

社會事業

社會政策

注意

一 先づ其の郷土を住みよき社會となすやう力めしむべきこと

十一 人生の喜び

自己の社會的並に國家的意義

人類文化に對する貢獻

人生の怡樂

人は永遠に生く

實施上の注意

一 何れの事項も常に教育に關する勸語の旨趣を體して取扱ふべし

二 修身及公民科は二にあらざると知

るべし例へば「國法」に於ても修身の訓を説き「まごころ」に於ても公民の道を示すの用意あるべきなり

三 本要目に示したる所は凡て國民必須の事項なれば妄に省略すべからず實情に即して繁簡宜しきを制し以て實生活に適切ならしめんことを要す

四 本要目は之を自在に活用し日新の社會に適應せしむべし

五 本要目は農村用都市用の別を設けずされば其の運用に於て農付又は都市の實情に適切ならしめんことを要す

六 本科男子に於ける教授及訓練期間を二年又は三年と爲したる場合の要目は本要目に準據し土地の情況に依り適切に定むべし

七 研究科及専修科の要目は本要目

を參酌し土地の情況に依り適切に之を定むべし

八 教材は努めて之を統合的に取扱ひ次第に一層基本的なるものに歸せしむべし。

今之を本科男子五年制に就て例示せん即ち第一年に於ては多數の事項を七題目に統合して取扱ふと共に更に之等を一の「郷土愛」に統

一し同様にして第二年「祖國愛」に第三年「青年」に第四年「國民生活」に第五年「大國民」に歸せしむるが如し

九 相關聯せる題目又は要項にして之に先づもの、發展として後に來るものに就ては其の聯繫を會得せしむるに留意すべし

十 實生活の指導を眼目となすされ

ば常に體驗を重んじ修練を旨とすべし知識の授與に止まるべからず

十一 勤勞青年の純情をそこなふことなく其の天稟素質の啓發助長に力むべし

十二 眞に青年を知り勤勞しつつ學ぶ者の立場を解するは難し指導の任に在るもの日夜研鑽工夫を要する所以なり

を參酌し土地の情況に依り適切に之を定むべし

八 教材は努めて之を統合的に取扱ひ次第に一層基本的なるものに歸せしむべし。

今之を本科男子五年制に就て例示せん即ち第一年に於ては多數の事項を七題目に統合して取扱ふと共に更に之等を一の「郷土愛」に統

一し同様にして第二年「祖國愛」に第三年「青年」に第四年「國民生活」に第五年「大國民」に歸せしむるが如し

九 相關聯せる題目又は要項にして之に先づもの、發展として後に來るものに就ては其の聯繫を會得せしむるに留意すべし

十 實生活の指導を眼目となすされ

ば常に體驗を重んじ修練を旨とすべし知識の授與に止まるべからず

十一 勤勞青年の純情をそこなふことなく其の天稟素質の啓發助長に力むべし

十二 眞に青年を知り勤勞しつつ學ぶ者の立場を解するは難し指導の任に在るもの日夜研鑽工夫を要する所以なり

を參酌し土地の情況に依り適切に之を定むべし

を參酌し土地の情況に依り適切に之を定むべし

二 修身及公民科要目取扱上の注意

1 教育に關する勸語の旨趣を體して取扱ふこと

我が國の學校教育は、何れの學校に於ても、常に教育に關する勸語の旨趣を體して兒童生徒を教育すべきは勿論のことである。されば本要目も亦此の根本方針に従ひて制定せられ、何れの事項も教育に關する勸語の旨趣を體して取扱ふべきものと、特に本要目制定の方針及實施上の注意にも明示せられてゐるのであるから、本要目を取扱ふ場合には常に之を心得居り、青年を指導して、良き日本人たるの資質を陶冶するやうに努めねばならぬ。

2 修身公民科は渾然たる一科目として取扱ふこと

一般の中等學校に於ては、修身科と公民科とは別々

の科目であり、修身及公民科なる科目の名稱を初めて用ひたるは、青年訓練所である。併し青年訓練所に於ては、此の科目に於て修身の教材と公民科の教材とを授けて居り、渾然たる一科目としては取扱はれて居なかつたのである。

以上の情性があつたので、青年學校に於ては、修身及公民科は二科にあらずして一科として取扱ふべき旨を指示され、また修身及公民科の要旨を左の如く示されたのである。

修身及公民科は教育に關する勅語の旨趣に基きて徳性を涵養し公共生活を完うするに足るべき性格を育成し殊に我が國體の本義と立憲自治の精神とを體得せしむるを以て要旨とす。

修身及公民科は道德の要領並に日常生活に適切なる法制上、經濟上及社會上の事項を授け尙女子に在りては特に婦徳の涵養に資すべき事項を加ふべし

注 意

- 一 修身及公民科に於ては生徒の年齢、境遇及男女の特性を考慮して其の實際生活に適切なる事項を授け實踐躬行に導くべし
- 二 國民の記念すべき日、忠良賢哲の記念日及教訓に資すべき事件の生じたる時等に於ては之に因みて適宜教訓すべし
- 三 時事を取扱ふ場合に於ては穩健中正を期し之に對する正しき批判力を養ふことに力むべし

右修身及公民科要旨の第一段の目的中にある「徳性を涵養し」は從來の修身の意、「公共生活を完うするに足るべき性格を育成し」は從來の公民科の意を示すものと解し、また其の第二段の教材選擇の方針中にある「道德の要領」は從來の修身教材、「日常生活に適切なる法制上、經濟上及社會上の事項」は從來の公民科教材を選擇すべきことを意味してゐるのであると解し、從來の青年訓練所の時に於ける修身及公民科の如く、一科目中に修身的教材と公民科的教材とを選びて授くべきものと考へ、中々渾然たる一科目としての取扱方が少かつたのである。然るに此の度の修身及公民科の要旨は、修身と公民科とは二科にあらずして渾然たる一科として制定され、實施上の注意に於ても『修身及公民科は二科にあらずと知るべし例へば「國法」に於ても修身の訓を説き、「まごころ」に於ても公民の道を示すの用意あるべきなり』と取扱上の注意を特に示されてゐるのであるから、從來の考方に囚はれることなく、要目中にある從來の公民科的題目の教材も、單に公民的知識の授與に止まる如き取扱をなすことなく、實生活上より修身の訓にまで説き及ぼし、又從來の修身的徳目を題目としたる教材も、單に個人修養の教訓たるのみに止らず、國家及社會生活上に及ぼす影響にまで説き及ぼし、共に實生活の指導を眼目とし、體驗を重んじ修練を旨とするやう特に取扱上留意して欲しい。

3 勤勞青年對教授及訓練の考へ方にて取扱ふこと 青年學校の生徒は、一般中等學校生徒の如く學校生活を本位とするものではなく、家庭に於て或は雇傭の關係に於て、何等かの實務に従事し居る青年で

あつて、所謂働きながら學びつゝある青年である。即ち勤勞青年で、また實務青年とか勞働青年とか大衆青年とか稱されてゐる青年であつて、實務生活を本位としてゐるのであるから、學校生活を本位としてゐる青年の如く、學校生活の方面に力を集中することは出来ない。學ぶ時間の餘裕も少く、また恵まれざる境遇に在るものが多く、世人よりは輕んぜられ勝ちであるから、青年學校の生徒を指導するには、比較的恵まれて居り學校生活を本位としてゐる一般中等學校生徒の指導と、同様の考を以てしてはならないのである。本要目實施上の注意の十一に「勤勞青年の純情をそこなふことなく、其の天稟素質の啓發助長に力むべし」と示されてゐるのも、之等の點を顧慮せられての爲と思ふ。指導の任にあるものはよくこの言葉の意を味ひ、勤勞青年の境遇に同情し、かく勞働しつゝあることは、決して人生の不幸ではなく、勞働することによりて宇宙の妙機に参加し、造花の創造を贅け生産も之によりて始めて得られ、家庭の繁榮も、郷土の振興も、亦國家の發展も、之あるによりて期し得られるのであり、國民としての務も、人類としての目的も勤勞することに依り初めて達成し得られるものなるを思へば、働くことこそ人生の喜びであり、働かざるものこそ一入の寂しさを感じべきものなることを悟らしめるやうに、本要目の取扱に當りては特に注意されたい。

4 教材の選擇及統合に關する注意 青年學校は前述の通り、働きながら學ぶため、其の教授及訓練時數は一般の學校に比する時は極めて少く、本要目の教授及訓練時數も年に二十時餘に過ぎない次第で

あるから、本要目の教材は、「我が國民殊に青年に最須要なる事項を強調し兼ねて其の缺陷として矯正すべき方面を重視して選擇を行ひたり」を方針として選擇したのである。故に實施上の注意の三に於て「本要目に示したる所は凡て國民必須の事項なれば妄に省略すべからず、實情に即して繁簡宜しきを制し以て實生活に適切ならしめんことを要す」と示されてゐるのであるから、本要目を取扱ふに當りては、妄に省略してはならない。教授及訓練時數の多い學校に於て時數を増加する場合に於ても、題目は大體同様にし、其の内容を敷衍して授け、其の題目の下に統合するやうに注意されたい。統合のことに就ては實施上の注意の八に示されてゐるのである。また勤勞青年の授業は、毎時間の取扱ふ教材を讀切りにする方が適切であるから、左様に致したいとの希望もあるのであるが、それは題目の内容を數事項に分ち、毎時前回授けたるところに連絡をとり、讀切りに授くるやうに取扱へば宜しい次第であつて、少しも差支ないのである。

5 生徒の實生活を指導上の眼目とする これまでの學校教育は、教科書本位の教育に流れ概念的知識の教授のみに走つて居り、知識偏重の非難のあつたことは更めて申すまでもないことであるが、青年學校生徒は前節に述べた通り、教授及訓練の時數も少く、従つて其の教材も多きを望まれず、併も其の心得べき事項は國民必須の事項にして省略すべからざる事のみであるから、其の教授及訓練は必ず徹底して彼等生徒のものとなり實踐實行へまで進ましめる力強きものたらしめなければならない。

そこで本要目を取扱ふ場合には單なる知識の授與に止つてはならず、常に實生活の指導に重きをおかなければならない。これ實施上の注意の十に於て、「實生活の指導を眼目となすれば常に體驗を重んじ修練を旨とすべし知識の授與に止まるべからず」と特に注意せられてゐる所以である。此の點は本要目の取扱上のみならず、青年學校の教育上最も留意すべきことである。

かく申せばとて知識の教育を輕んずる意ではない。智識の必要なことは申すまでもなく、進歩も改善も知識に須つ次第であつて、知識の教育には一層力を致し益々研究心を盛んにし知識を出来る丈深め行くやうに導かねばならぬ。併しながら單なる物識りの知識で、實行への無力なる知識であつてはならぬ。従來の學校教育に對する知識偏重の非難は、要するに知識の教授のみに偏し實踐への指導に缺くところあつた爲である。知識の教授が必要の度を超えて多く授けられてゐた爲ではなく、其の知識は單なる教科書上の指導による概念的知識であつて、活用のある知識でなかつた爲である。之は従來の學校に於ける試験勉強より來りし弊の一つであるが、青年學校は上級學校入學の豫備校でもなく、前述の通り働きながら學びつゝある青年の教育機關で、教授及訓練時數の少い學校であるから、其の教育は實生活上に有益なるものとなるのでなければならぬ。之が爲には「實生活の指導」「體驗を重んじ修練を旨とする」ことの實施上の注意が、實に重要な注意である。かやうに教材を取扱ふと云ふことになる、其の分量は多きを望まれないが、併し多い教材を授けたとしても、其の授けた

る事項が活用のない知識であつては、所謂役に立たぬことであるから、寧ろ其の教材の分量が少くとも、活用のある所謂役に立つ教育となるなれば、其の方がまさつて居るのであるから、實生活の指導を重要視し、之を本要目取扱上の眼目とするやうに留意して欲しい。

6 時事問題の取扱方に就きての注意 以上本要目取扱上に關しての根本方針を述べて來たが、時事問題に就ては之を如何にすべきか、本要目に於ては、別に之を規定せられてゐないが、本要目中の題目及事項は、家庭、郷土、國家、社會等のあらゆる廣き方面に關聯してゐるのであるから、時事問題に就て規定してゐることがないとしても、之を無關心にしておく譯にはいかない。時事問題は之を採り上げて教材に加へなければならぬ。殊に今次の支那事變に於けるが如き問題、滿洲移民問題の如きもの等は、我が國策として既に決せられてゐる事項であり、其の國策に在らざる地方的の問題としても、地方青年にとり心得べき問題なる場合には、之を以つて教材に加ふべきは勿論のことである。

時事問題を教材に加ふべきは論のないことであるけれども、之が取扱に就ては慎重を要する。これ修身及公民科要旨の注意の三に於て「時事を取扱ふ場合に於ては穩健中正を期し之に對する正しき批判力を養ふことに力むべし」と示されてゐる所以である。穩健中正を期し之に對する正しき批判力を養ふ爲には、其の時事問題に對する正しき認識がなければならぬ。正しき認識を得るには深く其の真相を究むることを要する。若し十分に其の真相を知ること能はずして、十分なる認識のなき場合に於

ては、往々誤れる授業となる虞れがあるのであるから、かゝる場合には寧ろ之に觸れざるを可とすることと思ふ。

真相を十分に知つたとしても、校下に於ける小作爭議の如き問題にて生徒の父兄の關與するもの、多い場合には、餘りに生々しき問題故、此の場合に於ては直接之に觸れることなく「我等の都土」の中の「農村の振興」を取扱ふ場合、又は「住みよき社會」の中の「社會政策」を取扱ふ場合などに於て、之を一般的抽象的に授け、かゝる問題に接觸したる場合に、正義に戻らざる態度を失はざるやうの用意あらしむべきであると思ふ。私は嘗つて地方に行つたとき「其の郡の青年團聯合運動會に於て、優勝旗競争があり、其の競争が終りいざ一着の審判となつたときに、審判官より一着のものに反則ある故として二着のものに優勝旗が授與されることゝなつた。然るに一着で反則ありと宣告せられた青年團員は、之に服せず運動會の未だ終らざるに團旗を巻いて歸村し、紛糾中である。」との新聞記事を見たことがある。之は時事問題と稱すべき程のことではないが、青年生活の中に於て起り易い問題であり、青年は其の渦中に在る場合には、冷靜を欠き感情に走り正しき判断を誤ることが多いが、冷靜なる場合に於ては、合理性を尊び、正義を愛し、理想に燃えて居るのであるから、かゝる記事のある場合には之を示して審判が正しきか、青年團旗を巻いての歸村が正しいか、生徒等をして之を批判せしめ、かゝる場合に處すべき用意を與へ置くことも必要のことと思ふ。

7 作法の取扱に就て

女子青年學校に於ては、從來は女學校等に於けるが如く、作法は家事實習の時間に於て授けて之を實習せしめてゐたのであるが、此の度の要目に於ては、作法は修身及公民科の教材に關聯してゐる事項は、其の教材を授くる時に取扱ふこととし、其の教材に關聯しないもので扱ふべき作法に關する事項は、第三四年の教養の教材の禮節のところにて之を授くる考へで示されてゐるのであるが、教授及訓練時數の多い學校に於ては、作法を家事の應用であり實踐でありと考へて家事に於て取扱ふやうにしても差支ないことと思ふのである。其の教材に就ては、小學校及女學校等の作法要項中より、地方の情況に應じ適切なるものを選ばれて定むるやうに致されたい。

8 普通科研究科等の要目に就て

普通科の要目は高等小學校の教材と關聯して選擇すべきものなるが、高等小學校修身教科書改正中なりしにより、其の教科書の刊行された後に示されることゝなり、其の間までは、高等小學校修身教科書中より適切なる事項を選んで授くべきことゝされてゐる。

研究科、専修科等の要目は、本要目を參酌し土地の情況により適切に之を定むべしと、實施上の注意七に於て示されてゐる。

第二節 普通學科教授及訓練要目

一 普通學科の要目

普通學科の教授及訓練要目は、文部省に於て調査委員を設けられ、其の委員會

の慎重審議を重ねて得たる成案に基き、昭和十三年八月六日文部省訓令第二十二號を以て公布せられたものなるが、其の中に就き、女子の要目を示さう。

普通學科

- 一 普通學科の目的とする所は日常生活に須要なる普通の知識技能を増進し一般的教養を高むるにあり本要目は科別を立てず総合的な題目の下に生活經驗の諸相を學習探究せしめ以て此の目的を達成せんことを期せり
- 二 本要目は大綱を示すに止めたり即ち農村と都市、教授及訓練時數の多少等に應じて自在に之を活用せんことを期したるなり
- 三 複式編制の場合並に教授分擔の便宜をも考慮して事項を排列せり
- 四 國語の修練の爲に講讀・讀書・作文・要領記述・習字を課することとしたるも尙一切の事項の記述上並に教授及訓練上の取扱が國語の修練にも資すべきことを期したり
- 五 數學は一般教材との聯絡を保つと共に特に職業に關聯せしめて之を課することとしたり
- 六 音樂は隨時之を課することとしたり
- 七 自發的なる研究を重んじ特に自由研究を設けたり

本科 (女子三年制)

第一年

一 郷土

(一) 自然地理

地勢

附近の山と水とに就て觀察せしむること

土壤・岩石と礦物

溫泉・火山・鑛山等附近にあらば之をも觀察せしむること

(二) 氣象

氣溫・氣壓・濕度・雨雪量

風・低氣壓・季節風

氣象に因る災害……………風水害・霜害・冷害・雪害

(三) 生物

種類と分布……………主要なる自生並に培養の動植物

天然記念物あらば之に説き及ぼすこと

生物と環境

第二章 各科目の教授及訓練要目

植物及動物の生活上の相互關係にも留意せしむること

(四) 人文地理

人口の分布・聚落状態

交通

産業

(五) 歴史

郷土の生立

郷土の誇り……人物の傳記・事業の由來

史蹟・傳説・遺跡

事物の來歴由來を知らしむること

善き人の善き仕事を知らしむること

注意

一最も手近なる地域の郷土を主とし兼ねて其の府縣、進んでは關東地方・中國地方といふが如きより廣き地域の全體をも考察せしむること

一地理的事項に就ては讀圖・製圖の實習をなさしむること

一事物に對する注意深き眼を開かしむること

一 家庭と科學

(一) 衣食住の原料

原料の種類

原料の供給

其の地方に於けるもののみならず廣く衣食住の原料に就て觀察せしむること

(二) 衣食住の理科

空氣………燃燒の化學

電氣・瓦斯

家屋………採光・耐震耐火の構造

衣服

食品………蛋白質・脂肪・炭水化物・鹽分

バクテリアと黴・腐敗と醱酵

(三) 衛生

營養……………カロリー價・ビタミン
衛生

眼・齒の衛生

呼吸器・消化器の衛生

青年期の衛生・職業衛生

結核・寄生蟲等に對する注意を與ふること

體力の養成

運動競技に對する注意を與ふること

抵抗力を養ふこと

傳染病と其の豫防

病原體……………殺菌・消毒・免疫

傳染の徑路と豫防

飲料水・下水・蠅・蚊・鼠・塵芥等に因る媒介

(四) 衣食住の改善

注意

一 家庭生活に關聯せしめて科學的知識を養ふこと

一 家事及裁縫科との關聯に留意すること

一 修身及公民科「健康」との關聯に留意すること

一 講讀・作文・習字

一 數學

一 音樂

一 自由研究

第二年

一 祖國

(一) 我が國の特性

我が國が宏遠なる肇國以來萬世一系の皇統の下に情誼と道德とを根柢として成立せる
君民一體の國家なること及かかる國家が世界に於て他に類例なきことを理解せしむる
こと

清明心を説明すること

(二) 大化改新前後に於ける制度法規の整備と國家的理想

第二章 各科目の教授及訓練要目

- 聖德太子十七條憲法に於ける和の精神を明かにすること
- (三) 儒教及佛教の受容と其の日本化
- (四) 武士社會の成立と武士道
 - 儒教・佛教と武士的精神との關係を知らしむること
- (五) 近世に於ける都市の發展と民衆文化
 - 室町時代以來の海外貿易・海外進出及都市の發展に伴ふ商工業の發達に留意すること
 - 民謡・祭禮・文藝・美術・演劇等に説き及ぼすこと
- (六) 國學の勃興及外國の刺戟による國民的自覺

注意

- 一 肇國より幕末に至るまでの歴史の推移を大觀せしめ我が國の淵源の宏遠にして國運の彌々盛なる近代日本の盛事を見ることのまことに偶然ならざるを知らしむること
- 一 修身及公民科との關聯に留意すること特に其の「國體の精華」「敬神崇祖」と關聯せしめて我が國の特異性を明かにすること
- 一 修身及公民科の「我が國」殊に其の「風土」との關聯に留意すること

一 近代日本

(一) 明治維新

- (二) 明治天皇の御偉業
- (三) 國勢の發展
 - 修身及公民科と關聯せしめ政治・經濟等の進歩發展を明かにすること
- (四) 國際的地位の向上
 - 條約改正
 - 日清・日露の戰役
 - 世界大戰
 - 滿洲事變
 - 支那事變
 - 國際情勢
- (五) 新文化の發達
 - 交通・通信・新聞の發達
 - 教育の普及
 - 西洋文化の攝取・東西文化の融合
 - 東西文化の融合に於ける我が民族の特殊の地位と使命とを自覺せしむること

我が國の學問・藝術等の世界文化に於ける地位を知らしむること

注意

- 一 「祖國」との關聯に留意すること
- 一 修身及公民科との聯絡に留意すること

一 自然界の理法

(一) 科學の使命

自然界に於けるあらゆる現象には夫々一定の理法があり科學はこの理法を成るべく數量的に明かにせんとするものなるを知らしむること

(二) エネルギー

エネルギーの種類・不滅則に説き及ぼすこと

太陽が地球上に於ける凡てのエネルギーの源泉なるを知らしむること

(三) 目に見えざる世界

物質の構造……………分子・イオン・原子・電子

生物の細胞と組織・微生物

顯微鏡の發明・エックス線の發見等がいかにも目に見えざる世界の知識を豊富にせし

かを知らしむること

生物の進化・變異・遺傳

(四) 科學の進歩と人生

無線通信・飛行機等の發明がいかにも現代の生活様式を變化せしめしかを知らしむること

と

注意

一 科學的觀察力・考察力等の養成に力むること

一 自然科學は功利的にのみ解すべきにあらずまた之に依つて宗教的情操を養ひ藝術の世界をも味ひ得るものなるを知らしむること

一 研究的努力の體驗に依つて科學的驚異の眼を開き學問の尊さを知らしむること

一 宇宙と地球

(一) 天文

天體の觀察……………時刻・晝夜

曆……………四季

天體の見かけ運動と實運動との關係を知らしむること

望遠鏡

宇宙の大なるを知らしむること

(一) 地球

氣界……………對流圈・成層圈

陸界……………地殼・地層と其の成因・地震

水界……………海洋と湖沼・潮流と海流

風土……………水陸の資源

一 講讀・作文・要領記述・習字

一 數學

一 音樂

一 自由研究

第三年

一 東洋

(一) 支那の歴史的變遷と現狀

先秦の文化と其の地域

漢代の大帝國と其の文化

民族の混淆

三國時代末より隋初に至るまでの異民族の侵入を概説すること

唐宋の新文化と西域

蒙古人及滿洲人の支那征服

支那に對する歐米勢力の侵入

支那の現勢

支那の民情・風土・資源

(二) 滿洲國の建國と其の現勢

(三) 印度の興亡と其の現狀

(四) 東洋に於ける我が國の使命

日滿支の協力提携に依つて東亞の新文化を建設することが我が國民の重大使命なるを知らしむること

注意

一 我が國を中心とせる東洋の交通に留意すること
一 經濟的關聯に特に留意すること

第二章 各科目の教授及訓練要目

一 南洋諸島にも説き及ぼすこと

一 世界

(一) 人類生活の歴史

世界の主なる民族に就き東西を比較しつつ概観せしむること

(二) 地理上の發見

(三) 世界の國國

世界列強の今日在るを致したる所以

太平洋を中心とせる列國の勢力

(四) 世界に於ける日本人の活動

我が國を中心とせる世界の交通

我が國の世界に於ける經濟的進出

本邦移民の活動地域と其の地方の地理的事情

青年の活動の天地の廣きを知らしむること

一 産業

(一) 産業形態の變遷

(二) 現代産業に於ける科學の應用

道具時代より機械時代への變遷並にそれに伴ふ社會生活の變化に留意すること

例へば農業に於ける品種改良・肥料・農村の機械化、水産業に於ける養殖・漁撈・漁船・漁具の改良、化學工業に於ける窒素固定・人造纖維・石炭液化といふが如く適切なる事實を擧げて説明すること

特に郷土の産業に關するものを詳説すること

青年の産業上に於ける發明發見の實例を示すこと

(三) 現代産業の諸要因

動力・機械

燃料問題に説き及ぼすこと

技術・能率

疲労に説き及ぼすこと

安全運動……………災害防止

規格統制

(四) 世界に於ける我が國の産業上の地位

第二章 各科目の教授及訓練要目

産業青年の任重くして道遠きを知らしむること

- 一 讀書・要領記述
- 一 數學
- 一 音樂
- 一 自由研究

本科（女子二年制）（要項注意等は三年制と同一なれば略したり）

第一年

- 一 郷土
- 一 祖國
- 一 近代日本
- 一 家庭と科學
- 一 講讀・作文・習字
- 一 數學
- 一 音樂
- 一 自由研究

第二年

- 一 東洋
- 一 世界
- 一 自然界の理法
- 一 宇宙と地球
- 一 産業
- 一 讀書・要領記述
- 一 音樂
- 一 自由研究

實施上の注意

- 一 本要目を自在に活用するは最も望む所なりと雖も妄に多岐に走り散漫に流れて大綱を失ふに至るは特に戒むべき所なり
- 二 教授及訓練に當りては理解の難易・興味の轉換・季節等を考慮し適當に教材を按排すべし
- 三 常に小學校並に青年學校普通科に於ける既修の知識を基礎とし之を咀嚼し擴充して一層活知識たらしめんことに力むべし
- 四 學問の尊さを知らしむべし教授及訓練に當りては具體的なる事物の觀察を重んずと雖も常に之と基本知識・一

第二章 各科目の教授及訓練要目

般法則との關聯に留意すべし

- 五 日常生活に須要なる知能を授けると共に科學的なる物の見方を養ひ日日の生活を深め豊かならしむべし
- 六 物は種々なる見地より之を究めて初めて其の真相を明かにし得ることを知らしむべし
- 七 教材の選擇に當りては日常生活に須要なる普通の知識技能に關するもの、國民としての識見を高め信念を深むるもの、廣き世界を知らしむるもの並に人間精神の偉大を感じしむるものに重きを置くべし
- 八 大に讀書の風を興すべし講讀・讀書の教材は御製・古典・先哲遺言・論說・傳記・隨筆・紀行・詩歌等より趣味を豊富にし志操を高尙にし人物を重厚にするもの、心を慰め勵ますもの、國民精神を涵養し青年の志氣を鼓舞するものにして永く愛誦するに足るものを選ぶべし
- 九 作文・習字に於ては實用を旨として練習を重ねずべし
- 十 要領記述に於ては講演・談話を聽きて其の要領を把握し書を讀みて其の大綱を捉へ之を明確敏速に記述することを練習せしむべし
- 十一 歴史的事項に於ては歴史的なる見方を授け特に現代の生活に意義深きものを知らしめ且時代の推移を大觀せしむべし
- 十二 地理的事項に於ては自然と人生との關係並に此の關係に於ける人間活動の様相を知らしめ特に之に對する我が國・我が國民の地位を明かならしむべし
- 十三 自然の理法を明かにするは敬虔なる生活態度を育成する所以なりと知るべし
- 十四 數學に於ては日常生活に須要なる數量に關する知識を明確にし數理的なる考へ方を養ひ數理的處理の方法に熟達せしむべし殊に歩合算・統計・測量・實用的幾何圖形等に重きを置き函數觀念に留意し又算術・代數・幾何の別に囚ることなく夫等を自在に活用せしむべし尙珠算の練習をも重ねずべし

- 十五 音楽に於ては之を日常の趣味として生活に採入れ以て青年の志氣を鼓舞し生活の喜びを與ふることに重きを置くべし歌詞歌曲の選擇に當りては特に此の點に留意すべし
- 十六 自由研究に於ては各自適宜の問題に就て工夫を凝らし努力を續け研究の妙味を體得するに至らしむべし

二 普通學科の要目取扱上の注意

(1) 教材の選擇と其の運用 從來の學校にありては、普通學科を國語、歴史、地理、數學、理科、圖畫等の數科目に分けてゐたのであるが、本要目に於ては前節に示してあるやうに、かく科別を立てず、青年の關心を有する如き事項に就き綜合的に授くるやうに教材を選ばれたのである。而して大題目要項注意等まで示されたる部分と、大題目のみ示されたる部分とあるが、農村と都市、教授及訓練時數の多少等、其の地方の事情に應じて活用を自由ならしめるために、かく大綱のみを示されたのであるから適切なる教材を選び、尙教授及訓練に當りては理解の難易、興味の轉換、季節等を考慮し、適當に教材を按排して之を授くるやうに致されたい。

教材を授くる際には、既修の知識を基礎とし、之を咀嚼し擴充して一層活知識たらしめるやうに力め、尙具體的なる觀察をなさしむるやうにし、科學的なる物の見方を養ひ、且つ物は種々の方面より研究して其の真相を明にせしむるやうにし、以て特に學問の尊さを知らしむるやうに留意されたい。

(2) 講讀・作文・習字 講讀は郷土・祖國・家庭と科學等の如く、題目、要項、注意事項等を示さ

れて居る教材、即ち一般教材の記述も國語の修練に資するやうに力むるの外、實施上の注意の(八)に示されたる如き教材を選んで授くるやうに致されたい。

作文・習字は普通の青年學校に於ては、教授及訓練時數も少いことであるから、特に一定の教授及訓練時數を設けなくもよく、時々必要に応じて作文し習字を爲さしめるやうに致したい。例へば、出征軍人に慰問文を作り書かしむるとか、種子の注文文を作らしむるとか、急用の時に電文をかかしむるとか、展覽會、祭典の時などに書の陳列をなす場合に習字せしむるとか、ハガキに年始狀を字配りよくかかしむる練習をなさしむるとかのやうに、必要に応じて作文習字せしめてよろしい。また日誌、研究調査の報告等の如き皆作文であり習字の清書の如き心持にて行はしむるやうに致したい。尤も教授及訓練時數の多い學校では特に作文の時間、習字の時間を設けて授けても差支ない。

(3) 數學 數學は、郷土、家庭と科學等の如き一般教材に關聯したる數學的事項と、職業科及實際生活に關聯した事項を選び、實施上の注意(十四)に「數學に於ては日常生活に須要なる數量に關する知識を明確にし數理的なる考へ方を養ひ數理的處理の方法に熟達せしむべし、殊に歩合算・統計・測量・實用的幾何圖形等に重きを置き函數觀念に留意し、又算術・代數・幾何等の別に囚るることなく夫等を自在に活用せしむべし。尙珠算の練習をも重んずべし」とある注意事項に留意して授けられたい。珠算を課する場合には、商業要目の末尾に示されたる左の要目を斟酌して授くるやうに致されたい。

珠 算

普通科に於ては姿勢の整正・指頭の運用・算盤の取扱方等に留意し正確なる運珠法を授け以て基本的算法に習熟せしむべし。

- 一 第一年に在りては主として二位・三位の加減算及法數二位迄の乗除算の算法に習熟せしむること
- 二 第二年に在りては主として二位乃至四位の加減算及法數三位迄の乗除算の算法に習熟せしむること

本科に於ては正確なる運珠法に留意し一層計算に習熟せしめ高學年に進むに従ひ實務上の各種計算問題を處理し得る能力を養ふに力むべし。

- 一 第一年に在りては主として二位乃至四位の加減算及法數三位迄の乗除算の練習を行ひ併せて簡易なる應用問題を授くること
- 二 第二年に在りては主として二位乃至五位の加減算及法數二位乃至四位の乗除算の練習を行ひ併せて賣買に關する計算問題等を授くること
- 三 第三年に在りては主として二位乃至六位の加減算及法數二位乃至四位の乗除算の練習を行ひ併せて歩合・利息・運賃・保険料・保管料等の計算問題を授くること

四 第四年及第五年に在りては複雑なる加減乗除の計算を練習せしめ併せて外國爲替・租税等に關する計算問題を授くること

尙普通科及本科を通じて暗算を課するものとする

(4) 音樂 音樂も時數の少い普通の學校に於ては、特に教授及訓練の時間を定めず朝會、儀式、體操、其の他の機會を捉へて授くるやうにして欲しい。尤も時數の多い學校にありては、時間を定めて適切なる歌詞歌曲を選びて授くるやうに致されたい。

(5) 自由研究 自由研究は、實施上の注意(十六)に「自由研究に於ては各自適宜の問題に就て工夫を凝らし努力を続け研究の妙味を體得するに至らしむべし」とある如く、或る問題に就き自由に研究せしむる考へであつて、學校に於て自由研究の時間を設けて指導する考ではない。

(6) 要領記述 二年以上に要領記述と云ふ事項があるが、實施上の注意(十)に「要領記述に於ては講演談話を應じて其の要領を把握し書を読み其の大綱を捉へ之を明確敏速に記述することを練習せしむべし」と示されてあるやうに、談話を聴き或は文章を読んで其の要領を把握して記述することを練習せしむること、これも一定の時間を設けず、時々行はしむる考へである。この要領記述は時間の多い學校では申すまでもなく其の他に於ても、一年の時より準備的に之を試みることは差支ない。

(7) 讀書 三年には讀書・要領記述となりて、講讀・作文・習字がないが、これは不必要の爲に省

いたのではない。普通の學校に於ては時數が少いので省いたのであるが、時數の多い學校では之を授けても差支ない。この學年に至りて初めて讀書と示されたのであるが、これは何か適切なる書物を選んで讀ましむる趣旨である。従來の學校の國語讀本の文章は、種々の本より一の文章又は文章の一節を抜萃したものが多く、一つのまとまりたる本を讀むと云ふ訓練は行はれてゐなかつたのである。そこで青年學校の生徒にまとまつた本を讀ましむる訓練を施し讀書に親しましむる習慣を養はうとの趣旨である。時間の多い學校では讀書の時間を設けて指導してよいが少い學校では家庭に在る閑々の時に於て讀ましむる考へである。この場合にも時々讀書會の如き方法を應用して奨励して欲しい。尙學校に依りては第一年より此の趣旨を加味し適切なる本を選んで讀ましむる様にしても差支ない。

第三節 家事及裁縫科教授及訓練要目

一 家事及裁縫科の要目 家事及裁縫科の要目は、文部省に於て之が調査委員會を設けられ、其の慎重審議によりて得たる成案に基き、昭和十二年五月二十九日文部省訓令第二十三號を以て公布せられたものであるが、左に之を示さう。

家事及裁縫科

一 家事と裁縫とを統合して「家事及裁縫科」なる一科とし實際生活に即して堅實なる家庭生活を營



むの能力を啓培することを眼目としたり

二 普通科に在りては家事裁縫及手藝に就き其の基本的なる教材を選び本科に在りては普通科に於ける家事及裁縫科並に高等小學校に於ける家事及裁縫の教材に關聯して其の發展たるやう留意したり

三 教材の分量に就ては青年學校に於ける家事及裁縫科の教授及訓練時數の實情に鑑み普通科に在りては各年九十時計百八十時本科に在りては各年九十時計二百七十時を豫定して之を定めたり
右に掲ぐる教授及訓練時數より多くの時數を課する青年學校の爲増課教材を挙げたり

四 本要目の教材は青年學校の實情に鑑み其の選擇を適切ならしむる爲普通科及本科に配當するに止め之を各年に配當せず

五 教材は難易の順序に依らず便宜上衣服食物・住居・衛生・看護・育兒・敬老及一家の經濟に區分して之を排列したり

普通科

衣服題	日	豫定時數	要項	備考
一 衣類の着方				
	二		日常衣類の着方	一 衛生上・經濟上・容儀上・趣味上

一下着

六 正しき着方の實習
下着の特質
材料の選び方
裁縫實習

等の注意を與ふること
一 襦袢・下穿の類を選ぶこと

一 幼兒服

八 幼兒服の特質
裁縫實習

一 ロンパースの類を選ぶこと

一 白木綿類の洗濯

四 肌襦袢・割烹着等の洗濯
仕上實習

一 材料により糊附を行ふこと
一 手伸仕上又はアイロン仕上とする
こと

一 大裁單長着

二〇 材料の選び方
綿織物の裁縫實習

一 數伸仕上又はアイロン仕上とする
こと

一 木綿類の全洗

三 單長着の全洗
仕上實習

一 大裁袷長着

二二 材料の選び方
綿織物の裁縫實習

一 帶

六 長着との關係

一	木綿類の解洗の補綴	八	材料の選び方 裁縫實習 冬着類の解洗 補綴 仕上實習	一	板張仕上とすること
一	女兒服	一〇	女兒服の特徴 裁縫實習	一	布製又は編物製とすること
一	帽子	五	服との調和 製作實習	一	アイロン仕上又は湯伸仕上とすること
一	大裁袷羽織	一八	長着との關係 材料の選び方 仕立直しの注意 裁縫實習		
一	人絹類の洗濯	二	半襟の洗濯 仕上實習		
一	小裁綿入長着	一六	材料の選び方 綿の取扱方		

食物

一	財布	三	裁縫實習 製作實習	一	布製又は編物製とすること 一なるべく有合はせの材料を使用すること
一	主なる日常食品	四	乳(蛋白質・脂肪・炭水化物・灰分・水分・ビタミン) 米(粳・糯・玄米・白米等) 麥・豆 蔬菜・果物 卵・魚・肉	一	食品の栄養價に就き簡単に説明すること
一	食物の調理と清潔	二	身仕度 調理用具 食器	一	調理實習に就てはなるべく手数を要すること少きものを選ぶこと
一	調理實習	二〇	調理材料 飯 味噌汁		

住居

一 掃除

二 掃除の大切
掃除用具

- 煮メ
- 浸物
- 澄汁
- 飯の代用食
- 卵料理
- 煮魚
- 焼魚
- 蔬菜の即席漬
- 和物(胡麻和)
- 味附飯
- 酢物
- すし
- お萩
- 揚物

一 經濟上の考慮をなすこと
 一 取合はせに就き注意すること

一 日常の掃除に關聯して取扱ふこと

一 住居と保健

三

衛生 看護
一 健康増進

四

- 身仕度
- はたき掃除
- 掃き掃除
- 拭き掃除(濕・乾)
- 洗ひ掃除
- 口當り
- 通風
- 防暑
- 防寒
- 防濕
- 下水掃除
- 日光
- 空氣
- 運動
- 休息
- 睡眠

一 應急手當

三

身體の清潔
食物
健康の判斷
切傷
擦りむき
とげ
蟲さされ
鼻血

育兒

一 子守の仕方

四

抱き方
背負ひ方
鼻のふき方
便の注意
着物の着せ方
打身
火傷
中毒

敬老

一 敬老

一

襁褓の當て方
泣く兒の扱ひ方
遊ばせ方
子守歌
玩具
哺乳器等の扱ひ方
睡眠
運動
慰安
老人の衣食住

一 家の經濟

一 現金出納帳の附け方

四

現金出納記入の必要
現金出納帳の形式
現金出納帳の附け方
附け方練習

一常に食物調理實習の記帳・小遣帳の記入等を行はしむること

衣服

(衣類整理)

- 一 纖維と織物
- 一 白木綿の漂白及仕上
- 一 麻織物の洗濯仕上

- 一 人造絹絲織物及其の交織物の洗濯仕上
- 一 絹織物の洗濯仕上
- 一 毛織物の洗濯仕上

(裁縫)

- 一 大裁單長着(綿織物)
- 一 中・小裁單長着
- 一 大裁袷長着
- 一 中・小裁袷長着
- 一 速縫(大裁袷單長着)
- 一 半襦袢
- 一 肌襦袢
- 一 大裁袷羽織

- 一 袖無綿入羽織
- 一 半纏
- 一 合はせ帯
- 一 名古屋帶
- 一 仕事着
- 一 婦人期(平常用)
- 一 女兒服
- 一 幼兒服(男・女)

食物

- 一 下着
- 一 エプロン
- 一 帽子
- (編物)
- 一 幼兒足袋
- 一 足袋カバー
- 一 飯(麥飯・菜飯・いも飯・豆飯・油揚飯)
- 一 味噌汁(呉汁・薩摩汁・けんちん汁)
- 一 煮メ
- 一 うどん
- 一 そば
- 一 澄汁
- 一 浸物
- 一 煮魚・焼魚

- 一 寢冷え知らず
- 一 子供用寢卷編物
- 一 胴着
- 一 わらび・ぜんまい・其の他野生の蔬菜調理
- 一 蒸物
- 一 酢物
- 一 和物(味噌和)
- 一 揚物(蔬菜・魚・肉)
- 一 漬物(鹽漬)
- 一 卵焼
- 一 菓子(小豆餡の作り方)

住居

- 一 塵拂の作り方
- 一 暖房設備

衛生 看護

- 一 幼兒の罹り易き病氣

育兒

- 一 危険なる玩具の注意
- 一家の經濟

- 一 帳簿の付け方(小遣帳其の他)

本科

- 衣服 題 目
- 一 大裁單長着

豫定 時數	要	項	備	考
一三	材料の選び方 厚地・薄地の取扱方 裁縫實習			一材料は厚地にても薄地にても可なること

- 一 電燈・ランプ
- 一 疊・建具の手入

- 一 危険なる食物の注意

- 一 消費の合理化

- 一 衣服の手入保存

- 二 日常の手入
蟲干と防蟲
容器
藏ひ方
適宜實習

- 一 冬着の解洗と補綴

- 七 解洗
補綴
仕上實習

- 一 大裁袷長着

- 一六 材料の選び方
仕立直しの注意
裁縫實習

- 一 襦袢

- 八 長着との關係
材料の選び方
裁替・仕立替の注意
袷長襦袢の裁縫實習

- 一材料は綿織物又は絹織物・毛織物・交織物とすること
- 一板張或はアイロン仕上とすること
- 一洗濯劑・仕上糊等は藥品使用に馴れしむるの外地方的の材料を併用すること

一 仕事着	一〇	仕事と服装 材料の選び方 裁縫實習	一〇	仕事と服装 材料の選び方 裁縫實習
一 肩掛(編物製又は布製)	五	材料の選び方 製作實習	一〇	長着との關係 材料の選び方 仕立直しの注意 裁縫實習
一 帯	五	長着との關係 材料の選び方 裁縫實習	四	解洗 補綴 仕上實習
一 冬着の解洗と補綴	四	解洗 補綴 仕上實習	一〇	長着との關係 材料の選び方 仕立直しの注意 裁縫實習
一 大裁袷羽織	一〇	長着との關係 材料の選び方 仕立直しの注意 裁縫實習	一三	婦人服(平常用)の特質
一 婦人服(平常用)	一三	婦人服(平常用)の特質		一ワンピース型とすること

一 男兒服	一五	材料の選び方 裁縫實習 男兒服の特徴 材料の選び方 裁縫實習	一六	ツープリース型の特質 材料の選び方
一 覆類(小布細工又は簡單なる刺繡)	七	座蒲團覆・テーブル掛・炬燵掛 帛紗類 製作實習	二	編物の全洗又は解洗(補綴) 半襟の洗濯 仕上實習
一 編物・半襟の洗濯	二	編物の全洗又は解洗(補綴) 半襟の洗濯 仕上實習	一二	長着との關係 材料の選び方 綿の取扱方 裁縫實習
一 中・小裁羽織(袷又は綿入)	一二	長着との關係 材料の選び方 綿の取扱方 裁縫實習	一六	ツープリース型の特質 材料の選び方
一 婦人服(平常用)	一六	ツープリース型の特質 材料の選び方		一型はブラウスとスカートとすること

一 汚點拔	二 裁縫實習
一 附屬品の手入保存	二 汚點拔一般の注意 泥土・墨・黒インキ・汗・血液等 の汚點拔實習
一 大裁單羽織	一 日常の手入 藏ひ方 適宜實習
一 寢具・座蒲團	一二 長着との關係 材料の選ひ方 裁縫實習
一 大裁コート	一二 寢具と衛生 材料の選ひ方 綿の取扱方 寢具又は座蒲團の裁縫實習 コートの特質 材料の選ひ方 裁縫實習
	一四 裁縫實習
	一 附屬品は傘・帽子・手袋・下駄・靴等 とすること

一 手提袋又はハンドバツグ(小布細工・簡單なる刺繡又は編物)

五 製作實習

一 なるべく有合せの材料を利用すること
一 禮服はなるべく學校に備付くこと

食物

一 食品の取合はせ

二 營養素

一 國民の健康増進に就き説明すること

二 食品の成分
保健食

一 調味料に就ては調理實習の際便宜説明すること

一 調理法概説

二 生物・煮る・蒸す・焼く・揚げる
炊く

一 燃料

二 燃料の種類
選ひ方

一 食物調理

三〇

- 使ひ方
- 豆の調理
- 小魚の調理
- 糠味噌漬
- 酢物
- 煮メ
- 潮汁
- 和物(胡麻和・味噌和)
- 川魚調理
- 揚物
- 小魚の佃煮
- 菓子
- 蒸物
- あんかけ
- 海藻の調理
- 蔬菜の油煎
- 味噌汁

一地方的料理を重視し之等に就き食品の取合はせ上の吟味をなし改善を要する點あらば之が指導をなすこと

- 赤飯
- 五目飯
- 茸の調理
- 蓬團子
- 蔬菜の酢物
- 生蔬菜
- 炒飯
- 寄せ物
- すし
- 漬物類(梅干・蕪漬・菜漬・澤庵漬)
- 肉の調理
- 貝の調理
- 井飯
- 辨當料理
- 節句料理
- 飲料

住居

一 住居の手入

一 給水と排水

一 住宅の改善

客用膳部(吉・凶)

正月料理

鍋料理

二 障好・襖の修理

ニス・ペンキの塗替

屋根の小修理

垣根の手入

二 衛生的井戸

飲料水の改善

排水の改善

四 室の使ひ方

臺所

風呂

便所

宅地の利用

防暑・防寒の設備改善

一 住居に關する災害豫防

一 附屬舎の改善

耐震

耐風

防火

戸締り

一 招くまでの心得

體温

脈搏

病床

病室

藥用

家庭常備藥

容態表

吸入

卷法

灌腸

一 藥用及手當

衛生 看護

一 醫師を招くまで

一	病人の食物	二	病人と食物	二	繙帶用法
一	婦人衛生	一	病人食實習	一	應急手當
一	傳染病	二	主なる傳染病	二	病人の與へ方
			傳染病の豫防		傳染病に罹りたるときの心得
育兒		二	發育		
一	新生兒及乳兒の哺育		母乳哺育		
			人工哺育		
			離乳		
			齒		
			睡眠		
			運動		

一	幼兒の保育	二	玩具	一	乳幼兒の食物調理に聯絡して課すること
			お話		
			繪本		
			遊ばせ方		
			躡け方		
一	幼兒の養育	二	食物	一	幼兒服に聯絡して課すること
			間食		
			衣服		
			運動		
			睡眠		
一	乳幼兒の食物調理	二	乳幼兒の食物調理實習		
一	幼兒の罹り易き病氣		消化不良・感冒・肺炎・百日咳・チフテリア・疫痢・麻疹・天然痘		
敬老			敬老・慰安・娛樂		
一	敬老				

一家の經濟

一 一家の收入と支出

衣服・食物・居室・運動・休息・
按摩・マツサージ

一 婦人と一家の經濟

收入の種類

收入の安定

支出の種類

二 其の地方に於ける買物の仕方

及其の改善

消費組合

消費の合理化

消費の進歩と婦人の責務

一 一家の生活標準

豫算の組み方

豫算の實行と決算

四 家計簿記の目的

一 節約は金錢の節約に止めず眞に物を生かして使用せしむるやう留意すること
一 公共の物の消費に就き特に注意するやう指導すること
一 分度生活の確立に力めしむること

一 買物の仕方・消費の合理化

一 豫算生活

一 家計簿記

一 貯蓄・保險

二 貯蓄の必要
貯蓄の種類
保險の必要
保險の種類

女子と家事

一 女子と家事

一 女子と家事
生活の合理化
家庭生活と人生
家庭と國家

一 修身及公民科と聯絡して課すること

増設教材

衣服

(衣類整理)

第二章 各科目の教授及訓練要目

簡易なる家庭染色及色揚

(染色は衣服材料の廢物利用を主としたる染色色揚に止むること)

- 一 寢具の手入實習
- 一 各種洗濯仕上實習
- 一 ソフトカラー・ワイシャツ等の洗濯及仕上
- 一 板張仕上・しんし張仕上・湯伸仕上
- 一 洗濯劑

(裁縫)

- 一 大裁單長着
 - 一 中・小裁單長着
 - 一 大裁衿長着
 - 一 中・小裁衿長着
 - 一 中・小裁綿入長着
 - 一 大裁綿入長着
 - 一 丹前又は襦袍
-
- 一 大裁衿長襦袢
 - 一 大裁單長襦袢
 - 一 大裁衿羽織
 - 一 大裁單羽織
 - 一 大裁綿入羽織
 - 一 子守半纏
 - 一 合はせ帶

改良帶(名古屋帶・組合はせ帶等)

速縫(大裁衿長着・大裁衿羽織)

- 一 丸帶
 - 一 袴
 - 一 コート
 - 一 仕事着
 - 一 重ね
 - 一 寢具・座蒲團
-
- 一 婦人服(平常用)
 - 一 女兒服
 - 一 男兒服
 - 一 幼兒服
 - 一 下着
 - 一 子供用外套類

(編物)

- 一 子供帽子
 - 一 足袋カバー
 - 一 靴下
 - 一 肩掛
-
- 一 ケープ
 - 一 セーター又はシャツ
 - 一 下穿

(刺繡)

- 一 手提又はハンドバッグ
 - 一 テーブル掛
-
- 一 座蒲團覆
 - 一 帶

一 半襟

(袋物)

一 ハンドバッグ

一 紙入

(染色)

一 絞染(風呂敷・帯止・鏡掛等)

食物

一 地方に即したる栄養研究

一 豆類の調理(大豆・いんげん豆・ささげ・うづら豆・そら豆・豌豆)

海藻の調理(ひじき・昆布・あらめ・わかめ)

一 田楽(豆腐・里いも・魚)

なすしぎ焼

一 串焼魚(鹽焼・照焼・つけ焼)

一 肉の調理(鳥肉の煮方・焼方)

一 貝の調理(酢物・煮方)

一 佃煮

一 ジャム

一 わらび・せんまい・其他野生の蔬菜調理

一 鳥の作り方

一 刺身(刺身・あらひ)

一 煮込(スチユウ・おでん)

一 サンドウキツチ

一 漬物(からし漬・麴漬・粕漬・味噌漬)

一 餅(餅・豆餅・蓬餅・かき餅・大福餅)

一 澄汁

一 肉の調理(鳥肉の煮方・焼方)

一 貝の調理(酢物・煮方)

一 佃煮

一 ジャム

一 わらび・せんまい・其他野生の蔬菜調理

一 鳥の作り方

一 刺身(刺身・あらひ)

一 煮込(スチユウ・おでん)

一 サンドウキツチ

一 漬物(からし漬・麴漬・粕漬・味噌漬)

一 餅(餅・豆餅・蓬餅・かき餅・大福餅)

一 澄汁

一 肉の調理(鳥肉の煮方・焼方)

一 貝の調理(酢物・煮方)

一 佃煮

一 ジャム

一 わらび・せんまい・其他野生の蔬菜調理

一 鳥の作り方

第二章 各科目の教授及訓練要目

住居

一 硝子障子と紙障子

一 引き戸と開き戸

一 蠟染(テーブル掛・鏡掛・手提等)

一 カレーライス

一 味噌汁(納豆汁・粕汁)

一 のつぺい汁

一 蒸麴麩

一 酢物

一 和物(白和・くるみ和・落花生和・枝豆和)

一 汁粉(ぜんざい)

- 一 椅子・腰掛
- 一 住宅の耐久施設

一 地方に即したる住宅改善研究

衛生 看護

- 一 地方特有の病氣
- 一 家庭常備藥
- 一 繃帶用法

- 一 應急手當
- 一 病人食調理實習

育兒

- 一 小兒の惡癖
- 一 目・鼻・耳・口腔の衛生
- 一 乳幼兒及小兒の入浴

- 一 健康相談
- 一 託兒所
- 一 乳幼兒の食物調理實習

敬老

- 一 按摩・マッサージ

- 一 一家の經濟
- 一 家計簿記
- 一 住宅組合

- 一 浪費排除(冠婚葬祭等)
- 一 負債・公設質屋

- 一 産業組合
- 一 無盡
- 一 郵便貯金
- 一 銀行預金
- 一 生命保險

- 一 簡易生命保險
- 一 郵便年金
- 一 健康保險
- 一 火災保險

實施上の注意

- 一 家事裁縫及手藝に關する教材は互に聯絡して教授及訓練を爲すべし
- 二 教材は凡て家庭生活を營むに須要の事項を選択したるものなるも土地の情況に應じ適宜取捨するを妨げず
- 三 題目及要項に就ては何れの地方に於ても實施し得るやう一般的に示したるを以て之が取扱に當りては土地の情況に應じ精粗宜しきを制し實際生活に適切ならしむることに力むべし
- 四 本要目は農村用都市用の別を設けずされば其の運用に於て農村又は都市の實情に適切ならしめんことを要す
- 五 本要目は必ずしも取扱の順序を示したるものにあらざ土地の情況季節の關係等を考慮し適當に教材を排列するを要す
- 六 教材の取扱に際しては常に生徒の體驗に基き生活の改善に就き考究せしむることに力むべし
- 七 教授及訓練に當りては特に實驗實習を重んじ研究的態度を確立せしむることに力むべし
- 八 本要目の豫定時數は學校に於て指導すべき時數なるを以て家庭の實習と相俟ちて其の徹底を期すべし
- 九 本要目の取扱に就ては常に衛生上・經濟上・容儀上及趣味上より考慮し指導の適切を期すべし

十 衣服に關する事項に就ては

- (一) 裁縫は衣類の手入・保存・洗濯等と緊密に聯絡して取扱ふべし
 - (二) 特に仕立直・仕立替・小布の利用等を獎勵し生徒自ら進んで工夫活用の實を擧げしむることに力むべし
 - (三) 手藝は生徒の實際生活に即し徒に華美に流れざるやう留意すべし
 - (四) 既製品に對する鑑識眼の養成に力むべし
- 十一 食物住居等に關する事項に就ては常に健康の増進を圖ることに留意して取扱ふべし
 - 十二 育兒に關する事項はなるべく生徒の現在の生活に於て經驗せしむるやう留意すべし
 - 十三 一家の經濟に關する事項に就ては豫算生活を爲さしむるやう指導することに留意すべし
 - 十四 家事及裁縫科に於ては生徒をして喜んで家庭生活の整理と改善とに當るの習慣を養ふことに力むべし

二 家事及裁縫科の要目取扱上の注意

本要目取扱上の根本の心得としては、教育に關する勸語の趣旨を體し、青年學校教授及訓練科目要旨の五大教養方針及家事及裁縫科要旨によるべきは勿論のことであるが、尙特に示されたる本要目制定の方針及實施上の注意に基き、其の取扱上注意すべき主なる事項を擧げて見やう。

1 家庭生活を營む能力の啓培

從來の學校に於ては、家事科、裁縫科の二科目として居つたのであるが、家庭生活の實際より見るときは二つのものとして存在してゐるのではないのであるから、青年學校の如く實際生活の指導に重きをおいて教育する學校に於ては、寧ろ一科目として聯絡統合

し、生徒の實際生活に基調を置いて指導することは、其の堅實なる家庭生活を營む能力を啓培する上に於て適切であると認められて、かく一科目とされたのであるから、よく其の意を體して、生徒の實際生活より遊離せざるやうに指導せられたいものである。而して我が國民生活は、近年西洋文化の影響を受けて、我が健全なる古來の家庭生活の美風を失ふ虞があるのであるから、よく之を心得、且つ我が家庭生活が歐米人の家庭生活に比し、科學的經濟的の生活に於て劣るところがあるとのことであるから、特に之等の能力を養ふことが大切と思ふのである。故にこれ等の點を考慮せられ制定方針の一に「家事と裁縫とを統合して家事及裁縫科なる一科とし實際生活に即して堅實なる家庭生活を營むの能力を啓培することを眼目としたり」と示されたのである。

2 其の學校の要目實施作成に就て

教材の分量は各年九十時宛にて普通科一八〇時、本科二七〇時、其の内幕事に關する事項と裁縫に關する事項とは一と二との割合即ち普通科に於ては六〇時は家事、一二〇時は裁縫、本科に於ては九〇時と一八〇時と定め、普通科は基本的事項、本科は須要なる事項を選び、其の題目及要項は一般的に示し、普通科及本科のみに配當して各年に配當せず、教材の排列も教材の難易によらず、衣服・食物・住居・衛生看護・育兒・敬老・一家の經濟等に區分して示されて居り、且つ各教材の豫定時數は學校に於ての時數のみで、外に家庭實習の時數があるものとしてゐるのであるから、各學校に於ては、この要目を基礎とし、時數の多い時は増加教材を加へ、時數の少

いときは之を省きて、其の學校にて授くべき教材を選定し、然る後地方の實際に鑑み、季節其の他を考へて、之を各年に配當し、更に之を其の授くべき時期に排列し、以て其の學校に最も適切なる實施要目を定むるやうにせねばならぬ。

3 教材の取扱上特に留意すべき事項 教材の取扱に就ては、常に生徒の體驗に基き生活の改善に就き考究せしむること、特に實驗實習を重んじ研究的態度を養成せしむるやうに留意し、尙常に衛生上・經濟上・容儀上及趣味上より考慮して指導するやうにと、實施上の注意の六、七、九に於て示されて居る。それ等は本科目教授及訓練の徹底を期する上に於ける大切な注意であるから、教材を取扱ふに際しては、特に以上の三事項に留意し、以て適切なる指導をなすの工夫を怠らざるやうに致されたい。

4 衣服並に食物育兒經濟に関する事項の取扱方 「衣服に關しては、青年學校に於ては、家庭の衣服を學校に持ち來らしめて洗濯、洗ひ張り、色揚げ、染直しなどせしめ、仕立直、仕立替等を大いに奨勵するやうにして欲しい。新しいものは家庭に於て縫ふ場合に持參せしむるやうにし、大體個別的取扱にしてよろしいと思ふ。」

尤も各年に授くべき要目を定めてゐるのであるから、之は時を定め順次其の積方裁方を一齊教授により指導し、紙の用布により練習せしめて積方裁方に關する確實なる知識を與ふるやうにし、尙要所

要所の部分縫を授くるやうにして、個別的教授のみによる短所を補ふやうに致されたい。

食物・住居・育兒・一家の經濟等に關する事項の取扱に就ては、なるべく生徒の現在の生活に於て經驗せしむるやう指導する考にて選んだものであるから、努めて其の考にて取扱はれ、之を實踐せしむるやうに致されたい。一般に我が國民の家庭生活は、偏食、不整頓、不衛生的、不豫定、不記帳等の缺陷があるのであるから、適當に指導して生活改善に當るの習慣を養成するやうに致されたい。

第四節 職業科教授及訓練要目

一 職業科の訓練要目

職業科の教授及訓練要目は、前章に於て示したる青年學校の教授及訓練科目要目に基いて制定されたものであるから、先づ重ねて職業科の要旨を示さう。

職業科ハ職業ニ須要ナル知識技能ヲ修練セシメ兼ネテ職業生活ノ社會的意義ヲ體得セシムルヲ以テ要旨トス

職業科ハ農業、工業、商業、水産其ノ他ノ職業ノ中ニ就キ土地ノ情況ニ適切ナル事項ヲ授クベシ

注 意

一 職業科ニ於テハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保チ職業ヲ通シテ徳性ヲ涵養スルコトニ留意スベシ

第二章 各科目の教授及訓練要目

- 二 職業科ハ生徒ノ職業生活ノ實際ニ適切ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クベシ
- 三 職業科ニ於テハ研究心ヲ養ヒ工夫創作ノ力ヲ陶冶スルコトニ留意スベシ
- 四 職業科ニ於テハ實驗實習ヲ重ンズベシ
- 五 職業科ニ於テハ努メテ地方産業トノ聯絡ヲ保チテ隨時見學等ヲ爲サシムベシ

右の要旨に基き職業科の教授及訓練要目は定められたのであつて、其の要目制定の方針を左の通りに決して、夫々の職業の要目を制定されたのである。

職業科

- 一 職業科の教授及訓練要目は青年學校教授及訓練科目要旨に基き農業・工業・商業・水産に就き制定したり
- 二 土地の情況に依り農業と工業、工業と商業、農業と水産等の如く二種以上の職業を併せ課する場合に於ては農業・工業・商業・水産の要目を參酌し適切なる事項を選びて實施要目を定むべし
- 三 職業科に於て本要目に示したるもの以外の職業を課する場合には土地の情況に依り適切に實施要目を定むべし
- 四 珠算は商業との關聯密なるに依り（商業の）教授及訓練要目の末尾に之を附したり

農業

1 小學校の農業科と異なる點

小學校は國民の基礎教育を目標として進む教育である。故に農業科に於ても地方の具體的農事を對象として、一般の原理原則を究明し、實際に應用せしむる様練磨し、兼ねて農業趣味を長ぜしめ、勤勉努力等の職業的精神を涵養し、以て農村生活を理解せしむることとが其の主眼なのである。然るに青年學校の農業は地方農業の主要なる具體的事項に就き學理と技術とを究明練磨せしめ、且農業經營の才能を與ふると共に、農業の持つ國家的、社會的意義を明かにすることを目標とするもので、其の間自ら區別があるのである。即ち小學校の農業科は農業及農村生活を理解せしむる事を眼目とし、國民の基礎的的一般的教育なのであるが、青年學校の農業は農業を營業とする職業者陶冶の教育なのである。従つて女子青年學校の農業も之を眼目として教授及訓練をなすべきものである。農業教育の指導者はよろしくこの截然たる區別に注意して、其の指導誘掖に當らねばならない。

2 女子青年學校の農業

女子青年學校に於て農業を課する本旨を、職業科の要旨から抜き出して見ると、(1) 農業に必要な知識技能を修練せしむること、(2) 農業生活の社會的意義を體得せしむることの二となる。左に少しく之を説明して見よう。

(一) 農業に必要な知識技能を修練せしむること 農業を授くるには郷土の農業上須要なる事項に關する知識技能を授くべきは申すまでもないことであるが、特に修練せしむべしとされたのは、従來は往

往にして其の教授が机上の教授に終り、これを習熟せしむる迄の練習が不足し、其の教材が實物の觀察又は實驗實習に慇えしむべきものにあつても、不充分に終ることが多く、其の記帳計算等に關する教材の如きに於ても亦此の憾があつたのである。故に特に修練なる文字を用ひられたることである。尙我が國の農業は其の經營面積が狭小であるから、其の生産技術を進め、合理的科學的の栽培飼育をなし、出来る丈け多收穫を擧げしむる様に指導して行かねばならない。然るためには生産技術を授けると共に農業經濟上の指導にも骨を折らねばならぬ。然らざれば多收穫を得ても肥料勞力等の支出が多い爲に、純收入の減少を見る様のことがあり、また加工荷造等のよろしきを得ざるとか、販賣方法のよろしきを得ないとかの爲に、得らるべき收入まで得ずに居ると言ふことも少くないからである。元來我が國の農業は耕種に偏して居たので、冬季の農閑期が長くなり、勞力の分配が適當でなく、時間的に經濟的に不利な立場にあつたのである。されば今後は其の地方に適切なる副業を奨励し、所謂多角型の農業、一箇年の農業經營に餘り繁閑不平均のない様、其の經營組織を改めしむる必要があるのである。而して作物栽培に力を入るゝの外、養蠶、養鶏、果樹、蔬菜、花卉の栽培、造林、藻類工、麥稈細工、その他加工製造業を發達せしむるやうに指導し、尙作業に就ても共同經營を工夫し、生産物の販賣に就ても、共同販賣、出荷組合等の工夫をなし、需要品の購入に就ては、共同購入の方法を行ひ、機械の如きも共同利用の途を圖り、金融の如きは信用組合を利用する等、今後の農業經營

に對しては、この共同經營的方法を指導し、以て今日の經濟生活に對應せしむるやうに、農業の知識技能の教授及訓練上注意せねばならぬ。

(二) 農業生活の國家的社會的意義を體得せしむること 從來我が國の農業者は父祖傳來の業務を繼承して、營々として勤むるの外、何等自分の職業の使命を感ずることなく、唯徒らに收穫の多からんことをのみ是願つて、始終したと言ふ嫌がある。其の結果は己の勞苦に對して報いられることの少なきを嘆き、遂には我が職業を嫌忌する状態をさへ生んだのである。畢竟自己の職業たる農業生活の國家的、社會的意義を認識せざる結果、農業に對する自覺を持たなかつたのである。自覺のない所に研究心の起り様はなく、研究心がないと言ふことは業務の荒む基である。慾望は濃いのであるが、さてその慾望を充たすべき手段方法は分らない。遂には天を恨み、他を羨む、自暴自棄に陥らざらんとするも得べからざるのである。これ今日農村の疲弊した原因の一つとも見られるものである。女子青年學校の農業の教授訓練は、ここに着眼して、農業の國家的社會的意義を知らしめ、農業者としての自覺を喚び起し、男子を助けて研究を積み、以て單り自家業務の進展向上を圖るに止らず、農村更生振興の爲にも献身努力し、農業生活の眞意義を體得せしむるやうにせねばならぬ。要は農業によつて地方、國家、社會に貢獻し得る人を育成することである。教育は申すまでもなく人格陶冶を目指しての作業であるが、農業教育は實にこの人格陶冶を目標としての教育である。丁抹の國民高等學校が、農業に

則して人格陶冶の教育を施した處に、生産業の興隆を見、國礎を鞏固にしたことは、是又以て他山の石とすべきである。

3 農業の要目 次に示したる農業科の要目は、文部省に於て、前節に述べたる農業科本旨の達成を期して制定されたもので、普通科に在りては農業の基礎的教材を選び、各年二十時、計四十時を豫定して分量を定められたのであるから、時数の多い學校に於ては、男子部農業科要目を參酌し、實施要目を作製して授くるやうにして欲しい。

本科に在りては、青年學校の實情に鑑みられ、農業經營の實際に須要なる事項を選択することに力められ、便宜、作物、蔬菜、果樹、花卉、作物の保護、土壤、肥料、養蠶、畜産、農業加工、林業、農業經營等に區分して題目と要項とを示されたのであるから、其の地方の農業の狀況、經濟更生計畫、教授及訓練時数の多少等を考慮して、この示されたる事項中より適宜必要なる教材を選ばれ、其の選んだ教材は、更に各學年に適當に配當し排列し以て實施要目を作成して之を授くるやうに致されたい。

農業

- 一 本要目は我が國農業上須要なる知識の修得と實務の練達とを主眼とし農業の國家的意義を體得せしむることを期したり
- 二 普通科に在りては農業の基礎的事項を選び本科に在りては農業經營上の實際に須要なる事項を

選擇することに努めたり

三 普通科の教材は男子に在りては各年六十時計百二十時女子に在りては各年二十時計四十時を豫定して分量を定めたり

四 本科の教材は男女の別を設けず教授及訓練時数を豫定せず農業の各部門に就き重要なる事項を擧げたり

五 教材の排列は青年學校の實情に鑑み普通科に於てのみ之を行ひ本科に於ては之を行はず便宜作物・蔬菜・果樹・花卉・作物の保護・土壤・肥料・養蠶・畜産・農産加工・林業及農業經營等に區分して之を示したり

普通科 (女子)

題	日	時數	要項	備考
第一年				
一 作物		一	作物の保護	
二 稻		二	稻の品種	一陸稻に就ても知らしむること

三	苗代	二	選種 苗代の管理 良き苗
四	田植・除草	二	田植 除草
五	病蟲害	二	病蟲害 病蟲害の防除
六	收穫	二	收穫 調製
七	麥	二	麥 栽培 精麥・製粉
八	豆	一	豆 栽培

- 一 共同防除に就き知らしむること
- 一 産米検査に就ても知らしむること
- 一 其の地方の主なる麥を選びて授くること
- 一 其の地方の主なる豆に就き授くること

九	果樹	二	果樹 栽培
一〇	薪炭材	一	薪炭材 製炭
一一	鶏	二	鶏 飼養
一二	農業	一	農業 農業と人生
第二年			
一	桑	一	桑 栽培
二	養蠶	二	養蠶 飼育
三	繭・生絲	一	繭の處理 生絲

- 一 其の地方の主なる果樹を選びて授くること
- 一 黒炭・白炭に就ても知らしむること
- 一 桑栽培に就き知らしむること
- 一 養蠶共同飼育に就き知らしむること
- 一 繭・生絲の利用に就ても知らしむること

四 蔬菜	三 蔬菜栽培	一 其の地方の主なる蔬菜を選びて授けること
五 花卉	一 草花 一 花木	
六 土壤	一 土壤の成分	
七 肥料	二 肥料 二 肥料の三要素	一 自給肥料の増産に就き説き及ぼすこと 一 其の地方の主なる家畜を選びて授けること
八 家畜	二 飼養	一 麴に就き授けること
九 味噌・醬油	二 味噌 二 醬油	
一〇 漬物	二 鹽漬 二 澤庵漬	
一一 農家の經濟	二 農家の經濟 二 記帳	

本科

一二 農村生活	一 農村生活 農村と協同	
作物題目	作物分類 重要作物 自然的要素 經濟的要素 我が國の稻作 特 徵 品 種 獎勵品種	一 環境は或る程度まで人爲的に修正し得ることを知らしむること 一 特に適地適作に就き授けること 一 稻作の歴史的發達に就き授けること 一 其の地方の獎勵品種に就き授けること但し旭・愛國等廣く栽培せらるゝ品種はなるべく之を授けること
一 作物		
二 栽培環境		
三 稻 (水稻)		

四 選種・浸種

選種
鹽水選

五 播種

浸種
苗代
播種
管理

六 整地・施肥

耕起
代掻
施肥
基肥・追肥

七 田植

時期
正條植
植方の疎密
植方の深淺
用水

八 灌溉・除草

灌溉の方法

一 地方に依りては芽出播に就ても知らしむること

一 地方に依りては直播に就ても知らしむること

一 健苗の意義に就き授くること

一 稲の種子の發芽に就き授くること

一 整地用機具に就き授くること

一 主なる肥料及施肥量に就き授くること特に終肥を栽

培したる田地の施肥に就き知らしむること

一 追肥の時期に就き注意すること

一 地方に依りては揚水機及除草用器具に就き知らしむること

九 病蟲害防除

除草の目的
回数・方法
稻熱病
其の他の病害

二化螟蟲

三化螟蟲

浮塵子

其の他の蟲害

收穫の適期

刈取

乾燥

脱穀

綴摺

調製

俵装

收量

特徴

一〇 收穫調製

一 動力調製機等に就き知らしむること

一 地方的に被害の大なるものに重きを置きて授くること

一一 陸稻

一 藁・籾殻の利用法に就ても知らしむること
一 陸稻の重視せらるゝ地方にありては水稻の要項に準

一二 米穀

品種
栽培
米穀
貯藏・農業倉庫
販賣
公定米價

一三 麥作

麥作
整地
施肥
選種
播種
中耕・除草
踏壓・土寄・土入
病蟲害
收穫
調製

じて授けること

- 一 全國的及地方的に米穀の需給状態に就き知らしむること
 - 一 農業倉庫利用の情況を知らしむること
 - 一 米穀検査・等級・格差に就き知らしむること
 - 一 我が國の米穀政策に就き其の概要を知らしむること
 - 一 麥作の重要性を知らしむること
 - 一 小麥・大麥・裸麥・燕麥等の中より其の地方の主なるものを選びて授けること
 - 一 水田裏作と畑作とに就き知らしむること
 - 一 畑作一般に就き理解せしむるやう力むること
- (以下各作物の要項は麥作に準じて取扱ふこと)

一四 雜穀

收量
雜穀
栽培

一五 豆

豆
栽培

一六 薯

薯
栽培

一七 飼料作物

飼料作物
栽培

一八 綠肥作物

綠肥作物
栽培

一九 煙草

特徵
栽培

- 一 粟・稔・黍・蜀黍(高粱)・玉蜀黍・蕎麥等の中より其の地方の主なるものを選びて授けること
- 一 大豆・小豆・豌豆・蠶豆・菜豆・落花生等の中より其の地方の主なるものを選びて授けること
- 一 地力維持上の特徴を知らしむること
- 一 澱粉・アルコールの原料作物としても重要なことを知らしむること
- 一 甘藷・馬鈴薯・蒟蒻等の中より其の地方の主なるものを選びて授けること
- 一 萱草・禾草・根菜等の中より其の地方の主なるものを選びて授けること
- 一 其の地方の主なるものに就き授けること
- 一 綠肥作物を飼料として利用することを知らしむること
- 一 米葉の栽培面積の増加に就き知らしむること

二〇 茶

調製

二一 油菜

栽培

二二 麻類

栽培

二三 蘭・七島蘭

栽培・調製

二四 除蟲菊

栽培

二五 其他の工藝作物

栽培

二六 作付順次

調製

間作・混作

一 最近の品種改良の情況に就き授けること
一 繁殖法の新傾向に就き知らしむること
一 地方に依りては紅茶の製法に就ても知らしむること

一 大麻・苧麻・亞麻・黃麻・苧麻等の中より其の地方の主なるものを選びて授けること

一 我が國の特産なるを知らしむること

一 甘蔗・甜菜・棉・楮・三椏・薄荷・杞柳・絲瓜等の中より其の地方の主なるものを選びて授けること

二七 我が國の作物栽培

連作・輪作
自由作
特徴
奨励施設

蔬菜

一 蔬菜

蔬菜

二 苗床

種類

三 胡瓜

温床
冷床

品種
育苗
定植
施肥
手入れ
病虫害
收穫

一 食糧資源としての重要性を知らしむること
一 將來の發達に就き説き及ぼすこと

一 南瓜・西瓜・甜瓜・越瓜・冬瓜等の中より其の地方に於ける主なるものを選びて授けること
(以下各蔬菜の要項に就ては胡瓜の要項に準じて取扱ふこと)

一 噴霧器に就ても知らしむること

四 茄	品 種 培 種
五 菜 豆	品 種 培 種
六 草 苺	品 種 培 種
七 白 菜	品 種 培 種
八 甘 藍	品 種 培 種
九 葱・玉葱	品 種 培 種
一〇 大根・蕪菁	品 種 培 種
一一 午莠・胡蘿 蔔	品 種 培 種
一二 里 芋	品 種 培 種

- 一 蕃茄・蕃椒等の中より其の地方の主なるものを選びて授けること
- 一 豌豆・蠶豆・豇豆等の中より其の地方に於ける主なるものを選びて授けること
- 一 促成栽培に就ても知らしむること
- 一 山東菜・體菜・菠薐・蒿苳等の中より其の地方に於ける主なるものを選びて授けること
- 一 花椰菜・子持甘藍等の中より其の地方に於ける主なるものを選びて授けること
- 一 薤・韭・茗荷・薑等の中より其の地方に於ける主なるものを選びて授けること
- 一 品種と土壤との關係に就き授けること
- 一 薯蕷・百合等の中より其の地方に於ける主なるもの

一三 蓮根・慈姑	栽 培
一四 作付順次	栽 培
一五 水田裏作	栽 培
一六 軟化栽培	栽 培
一七 温室栽培	栽 培
一八 蔬菜の貯藏	貯 藏 法
果 樹	種 類
一 果 樹	種 類

- 一 作付順次
- 一 不時栽培
- 一 種類
- 一 軟化法
- 一 温室
- 一 管理
- 一 種類
- 一 貯藏法
- 一 果樹
- 一 種類

二 梨

品 種 適 地 栽 植 剪 定 灌 溉 摘 果 袋 掛 中 耕 施 肥 病 蟲 害 採 收 ・ 荷 造 ・ 貯 藏

- 一 主なる品種に就き授くること
- 一 混植による授粉に就き授くること
- 一 棚仕立に就き棚の作り方・剪定法を授くること
- 一 袋の材料の果皮に及ぼす影響に就ても知らしむること
- 一 噴霧器に就ても知らしむること
- 一 貯蔵庫に就ても知らしむること
- （以下各果樹の要項に就ては梨の要項に準じて取扱ふこと）
- 一 主なる品種に就き授くること
- 一 暖地に於ける栽培に就ても知らしむること
- 一 綿蟲寄生蜂の放飼に就き知らしむること
- 一 貯蔵庫に就ても知らしむること

三 苹果

品 種 栽 培

四 桃

品 種 栽 培

五 梅

品 種 栽 培

六 柿

品 種 栽 培

七 葡萄

品 種 栽 培

八 柑 橘

品 種 栽 培

- 一 主なる品種に就き授くること
- 一 主なる品種に就き授くること
- 一 主なる品種に就き授くること
- 一 落果防止に就き知らしむること
- 一 脱澁法に就き知らしむること
- 一 主なる品種に就き授くること
- 一 抵抗砧木・果穂及果粒の間引に就き知らしむること
- 一 地方に依りては硝子室栽培・歐洲種の露地栽培に就ても授くること
- 一 主なる品種に就き知らしむること
- 一 枝變りに就ても知らしむること
- 一 砧木及根接法に就き知らしむること
- 一 防寒に就き知らしむること
- 一 天敵利用・青酸瓦斯燻蒸に就き知らしむること
- 一 貯蔵庫に就ても知らしむること

九 粟

品 種
栽 培

一〇 其他の果
樹

花 卉

一 花 卉

花 卉

二 一二年生花卉

品 種
播 種

一 地方の情況に依り適當なる種類を選びて授けること
(以下各花卉の要項に就ては本題目の要項に準じて取扱ふこと)

三 宿根性花卉

種 類
栽 培

一 地方の情況に依り適當なる種類を選びて授けること

採種・貯藏

病蟲害

手 入

定 植

播 種

品 種

種 類

種 類

花 卉

四 球根類

種 類
栽 培

一 地方の情況に依り適當なる種類を選びて授けること

一 促成及抑制栽培に就ても知らしむること

一 地方に依りては輸出花卉に就き授けること

一 地方の情況に依り適當なる種類を選びて授けること

一 瘧疾等に就ても授けること

五 花木類

種 類
栽 培

六 花壇

種 類

作 り 方

管 理

種 類

作 り 方

管 理

品 種

栽 培

七 庭園

一 家庭生活に於ける小庭園の効用に就き授けること

一 盆栽は我が國獨特の技術なることを知らしむること

八 盆栽

作物の保護

一 作物の虫害

作物の虫害
傳染性虫害

二 防除の方法

非傳染性患者
患者の原因

一線蟲の被害に就ても知らしむること
一ウイルス病に就き知らしむること

外科的防除
隔離

一免疫砧木に就ても知らしむること

免疫性品種
媒介物・中間寄主の撲滅

病害蟲の回避

三 病害防除

藥劑による防除

種苗・果實の消毒

一噴霧器撒粉器に就き知らしむること

四 蟲害防除

土壤の消毒

捕殺・誘殺・灌漑・耕耘

袋掛・覆蓋・遮斷

一貯穀の燻蒸に就き説き及ぼすこと

五 藥劑

藥劑による防除
天敵
主成分・副成分

一藥劑の調製に就き實習せしむること

藥劑の調製
使用の時期・回数

一藥劑の混用に就き知らしむること

一藥劑の使用制限に就き知らしむること

一作物の受くる藥害に就き知らしむること

一藥劑使用者中毒の場合に於ける應急處置に就き知らしむること

六 野鼠

野鼠の驅除

一鼯の保護に就ても知らしむること

野鼠チブス菌の利用
毒餌

土壤

一 土壤

土壤

作物と土壤

地力の増進

二 土層

土壤の生成

表土と下層土

作土と心土

深耕の効果

一其の地方を中心として授けること

三 土壤の成分

砂分と粘土分
腐植

一 土壤の機械的組成に就き知らしむること
一 腐植の生成と其の効用に就き知らしむること

四 土壤の性質

作物の養分
土壤の養分吸收力
土壤の反應

一 作物の種類に依り酸性土壤に耐へる力に差異あることを知らしむること

五 土壤微生物

土壤の組織
土壤の色・空氣・水・溫度
土壤の微生物
有機物の分解

六 土壤の種類

アンモニア化成作用と
硝酸化成作用
土壤の種類

七 土壤の改良

我が地方の土壤
土性と施肥
肥料による改良
灌溉と排水
客土と焼土

肥料

一 肥料

休閑

肥料

作物の養分

最少養分律

肥料の三要素

二 下肥

下肥

貯藏

施用法

三 厩肥・堆肥

厩肥

堆肥

堆積法

堆肥舎

肥効

施用法

四 鶏糞・蠶沙

性質

一 便所の改良・下肥の衛生的取扱に就き知らしむること

一 家畜糞尿及敷藁の組成・厩肥の産量に就き知らしむること
一 速成堆肥に就き知らしむること

五 綠肥	貯藏 施用法
六 植物油粕	綠肥作物 施用法
七 米糠	種類・性質 施用法
八 魚肥	種類・性質 施用法
九 骨粉	種類・性質 施用法
一〇 農産加工殘滓	種類・性質 施用法
一一 硫酸アンモニ ア	種類・性質 施用法

一刈敷等に就ても知らしむること
 一刈取の適期・鋤込の時期・石灰併用の效果等に就き知
 らしむること

一品質の良否鑑別に就き知らしむること

一土壤の反應に及ぼす影響に就き知らしむること

一二 智利硝石	性質 施用法
一三 石灰窒素	性質 施用法
一四 過磷酸石灰	種類・性質 施用法
一五 硫酸加里・鹽化 加里	性質 施用法
一六 化成肥料	種類・性質 施用法
一七 草木灰	性質 施用法
一八 間接肥料	石灰 刺戟肥料
一九 肥料の分類	自給肥料と販賣肥料 直接肥料と間接肥料 有機質肥料と無機質

一石灰窒素の病蟲害防除・ウイルス氏病の豫防上の效
 果に就ても知らしむること

二〇 肥料成分の形態

肥料
酸性肥料・中性肥料・
鹽基性肥料

肥料成分の形態と肥効

吸收率

肥効率

副成分の作用

肥料の種類と收穫物の

品質

配合の必要

配合上の注意

調合肥料

肥料三要素の標準價格

市價廉否の比較

肥料の購入

肥料の選擇

施肥の分量

一有機質窒素肥料の肥効は窒素の含量大なれば速效性なることをも知らしむること

一肥料の反應に就ても知らしむること

一共同配合の利益に就き知らしむること

一主なる肥料の廉否に就き計算を爲さしむること

一保證票に就き知らしむること

一主要作物に就き施肥の設計を爲さしむること

一報酬漸減の法則に就き授くること

二三 施肥の設計

二二 肥料の評價

二一 肥料の配合

二四 肥料の需給

肥料の需給
我が國に於ける肥料
問題

畜産

一家畜

家畜
家畜の效用

有畜農業

鶏

品 種

孵化・育雛

飼養・管理

利 用

一地方の維持・労働の調節・農業金融・國民榮養に及ぼす效用に就き知らしむること

一地方に於ける主なる品種に就き知らしむること

一鶏種・種卵の選擇・取扱に就き知らしむること

一自然孵化法を主とし人工孵化法に及ぶこと

一鶏舎・其の他の設備は主として自家にて作らしむること

一主なる疾病の豫防治療に就き知らしむること

一養鶏組合に就き知らしむること

一七面鳥・鶯・鶯・鳩等の中より其の地方の主なるもの

三 其の他の家禽

品 種

四 蜜蜂

飼養・管理
品種

五 家兔

飼養・管理
品種

六 豚

飼養・管理
育成
品種

七 緬羊

飼養・管理
品種

八 山羊

飼養・管理
品種

を選びて授けること

- 一用途による主なる品種に就き知らしむること
- 一皮鞣しの方法に就き知らしむること
- 一其の地方に於ける養豚の概況に就き知らしむること
- 一仔豚の良否鑑別に就き知らしむること
- 一飼料を得ることの難易と市場との關係を考慮して飼養すべきを知らしむること
- 一養豚組合に就き知らしむること
- 一數頭の少數飼養法に就き知らしむること
- 一蠶沙の利用に就き知らしむること
- 一ホームスパン及羊肉利用の方法に就き知らしむること

九 牛

飼養・管理
品種

一〇 馬

飼養・管理
品種

一一 飼料

飼料
貯藏
共同購入
家畜の改良

一二 我が國の畜産

第二章 各授目の教授及訓練要目

- 一其の地方に於ける牛の飼養状況に就き知らしむること
- 一主なる獎勵品種に就き知らしむること
- 一役肉牛と乳用牛との飼料配合に就き知らしむること
- 一肥育に就き知らしむること
- 一仔牛の良否鑑別に就き知らしむること
- 一其の地方に於ける馬の飼養状況に就き知らしむること
- 一我が國の産馬方針に就き知らしむること
- 一其の地方の獎勵品種に就き知らしむること
- 一地方に依りては調教に就き知らしむること
- 一馬籍に就ても知らしむること
- 一馬の使用日數の増加に就き知らしむること
- 一飼料の榮科價值・牧野保護等に就き知らしむること
- 一埋藏に就き知らしむること
- 一能力檢定・血統登錄・家畜審査標準に就き知らしむること

家畜保險
我が國の畜産

- こと
- 一 畜産組合・屠場・家畜市場等に就き知らしむること
- 一 獣疫豫防法に就ても知らしむること

養蠶

一 養蠶

養蠶
蠶の系統
品種の選擇

二 養蠶の要素

蠶室
勞力

桑園

三 栽桑

品種
桑苗
仕立方
施肥
病虫害
採桑

- 一 自給桑葉・自給勞力を規準として計畫すべきを知らしむること
- 一 其の地方に於ける主なる品種に就き知らしむること
- 一 間作に就ても知らしむること
- 一 化學肥料に偏せず堆肥・厩肥を施用することの必要を知らしむること
- 一 地方に依りては凍害に就き知らしむること
- 一 桑條の利用に就ても知らしむること

四 消毒・掃立

蠶室・蠶具の消毒
催青
掃立

五 飼育の様式

飼育の様式
稚蠶飼育
壯蠶飼育
給桑

- 一 主なる飼育法に就き知らしむること
- 一 稚蠶共同飼育に就ても知らしむること
- 一 桑葉の良否は蠶作に大なる影響あることを知らしむること

七 上簇

溫度・濕度
除沙・分箔
眠前後の取扱
夏秋蠶の飼育
上簇

- 一 調桑に就き知らしむること
- 一 貯桑の方法に就き授くること
- 一 家畜の飼料としての蠶沙利用に就き知らしむること

八 收繭

收繭
蒞拔
屑繭處理

- 一 選繭を周到に行ふことの必要を知らしむること
- 一 蠶病豫防上屑繭を速に處置すべきことの必要を知ら

九 蠶病

蠶病

豫防驅除

一〇 産繭處理

産繭處理

販賣

一一 獎勵施設

蠶種の配給
試験研究機關

農産加工

一 精米・精麥

精米

精麥

壓麥・挽割

二 製粉

米粉
小麥粉

しむること

一 掛日・繭市場・組合供繭・共同販賣・乾繭倉庫に就き知らしむること

一 養蠶實行組合・特約組合・産業組合製絲組合に就ても知らしむること

一 精米機・精麥機等に就き授くること

一 糠の利用に就き授くること

一 地方に依りては他の穀物の挽割等に就ても知らしむること

一 製粉機に就き授くること

一 麩に就ても知らしむること

三 澱粉

豆粉

蕎麥粉

四 麵類

原粉

製粉

五 飴

原粉

麥芽

六 麴

製粉

製造

七 納豆

納豆

製造

第二章 各科目の教授及訓練要目

一 穀の飼料價値に就ても知らしむること
一 地方に依りては玉蜀黍粉・大麥粉に就ても知らしむること

一 其の地方の主なる原料を選びて授くること

一 製麵機に就き授くること

一 其の地方の主なる原料を選びて授くること

一 澱粉糖化に就き授くること

一 酵素に就ても知らしむること

一 微類に就き授くること

一 甘酒に就ても知らしむること

一 細菌類に就き授くること

九 醬油	製造
一〇 果酒	原料
一一 酢	林檎酒
一二 ソース	果酢
一三 凍豆腐	製造
一四 蒟蒻粉	製造
一五 脂油	原料

- 一 酸酵と腐敗に就き授くること
- 一 溜に就ても知らしむること
- 一 蛋白質の分解に就き授くること
- 一 速醸醬油・合成醬油に就ても知らしむること
- 一 酵母に就き授くること
- 一 醋酸菌に就き授くること
- 一 果實の酸に就き授くること
- 一 香辛料に就き授くること
- 一 ケチャップに就ても知らしむること
- 一 蛋白質に就き授くること
- 一 炭水化物に就き授くること
- 一 其の地方の主なる原料を選びて授くること
- 一 脂油に就き授くること
- 一 搾油機に就き授くること

一六 製茶	原料
一七 纖維	大 麻
一八 藁稈加工	原 料
一九 染料	原 料
二〇 乾果・乾菜	原 料
二一 漬物	原 料
二二 糖藏品	原 料

- 一 製茶機に就ても知らしむること
- 一 酵素による酸酵に就ても知らしむること
- 一 其の地方の主なるものに就き授くること
- 一 和紙の手抄及パルプに就ても知らしむること
- 一 其の地方の主なる原料を選びて授くること
- 一 地方に依り 藎・七鳥藎等の加工に就き授くること
- 一 酵素作用に就き授くること
- 一 其の地方の主なる乾果・乾菜を選びて授くること
- 一 防腐法に就き授くること
- 一 其の地方の主なる原料を選びて授くること
- 一 ジャム其他其の地方の主なるものを選びて授くること
- 一 ペクチンに就ても知らしむること

二四 罐詰・壘詰	製 罐詰	壘詰
二三 果汁	製 果汁	
二五 市乳	市 乳	處 理
二六 牛酪・乾酪	製 牛酪	原 料
二七 肉製品	原 料	製 造
二八 卵製品	鹽漬卵	

- 一 其の地方の主なる原料を選びて授くること
- 一 巻締機・蓋附機に就き授くること
- 一 殺菌法に就き知らしむること
- 一 簡易壘詰法に就ても知らしむること
- 一 冷蔵法に就き知らしむること
- 一 クリーム分離機・攪拌機に就き授くること
- 一 レンネット・スターターに就き授くること
- 一 カゼイン・酸乳等に就ても知らしむること
- 一 食鹽の防腐作用に就き授くること
- 一 ハム・腸詰・大和煮其の他其の地方の主なるものを選びて授くること
- 一 内臓の利用に就ても知らしむること
- 一 蛋白質の工業的利用法に就ても知らしむること

林業

二九 鞣皮・羽毛加工	乾燥卵	兔毛皮	鶏羽	羊毛	兔毛
一 樹木	自然生樹木	造林木	陰樹と陽樹	薪炭材と用材	建築用材
二 木材の用途	パルプ用材	坑木・土木用材	器具用材	實生苗と挿木苗	
三 苗木					

- 一 鞣し方に就き授くること
- 一 鶏羽の精選に就き授くること
- 一 ホームスパンに就き授くること
- 一 兔毛の利用に就ても知らしむること
- 一 野外に於て其の地方の自然生樹木・造林木に就き採集をなしつつ地方名と學名(和名)とを授くること
- 一 なるべく社寺境内等に樹木園を作らしむること
- 一 其の他の用材(造船・アルコール製造・製函・椎茸栽培用材等)の中より其の地方の主なるものを選びて授くること
- 一 苗木は成るべく自給することの有利なるを知らしむること

四 植樹

苗木の育成
病蟲害の防除
適地適木
地ごしらへ

五 天然更新

植付
補植
擇伐更新
萌芽更新
矮林擇伐

六 森林の手入

下刈
枝打
間伐

七 森林の保護

樹木の害敵
山火事

- 一 所謂本場種子よりも地方に慣れたる種子を選ぶことの可なることを知らしむること
- 一 適地の選擇を誤りたる爲生長不良なることを實例に就き知らしむること
- 一 我が國著名の林業地に就ても其の特徴を知らしむること
- 一 擇伐天然林と人工植栽林との比較に就ても知らしむること

- 一 鳥の巢箱・野鼠退治に就き知らしむること
- 一 マツケムシ類・キクヒムシ類・サルノコシカケ類・天狗巢類・野鼠・兎等其の地方の主なる害敵に就き授くること
- 一 山火事の原因に就き知らしむること

八 伐木・造材・運材

伐木
造材
集材
運材
貯材
製材
乾燥
木材防腐
ベニヤ製造
材種及稱呼
木材の缺點
木材の品等
材積計算法

防火線
消防

九 素材の加工

一〇 木材規格

- 一 森林火災警報・森林火災消防組合・森林火災保險等に就ても知らしむること
- 一 青年學校生徒を以て消防隊を組織し實地演習をなさしむること
- 一 伐木季節・伐木用具・伐木方法に就き知らしむること
- 一 枝拂・玉切・剥皮に就き知らしむること
- 一 其の地方に普通なる陸運・水運等の運材法を授くること
- 一 地方に依りては杉磨丸太に就き授くること
- 一 附近の製材工場等を見學せしむること
- 一 日本標準規格及地方規格を知らしむること

- 一一 木竹細工
 - 木工
 - 竹細工
 - 蔓細工
- 一二 製炭
 - 製炭
 - 黒炭と白炭
 - 木炭の規格
 - 木炭の用途
- 一三 椎茸栽培
 - 榎木
 - 種付
 - 乾燥
- 一四 林業施設
 - 奨励施設
 - 森林組合
 - 試験研究
 - 郷土の森林
- 一五 森林
 - 林相

一日本標準規格及地方規格を知らしむること
 一木炭の用途に就ては木炭ガス・活性炭に就ても知らしむること
 一埋榎法及純粹栽培による菌絲植付法に就き知らしむること

一其の地方の屬する森林植物帯に就き授くること
 一郷土森林の歴史に就き知らしむること

農業經營

- 一 農業經營
 - 保安林と治水
 - 風景と森林美
- 二 土地
 - 畑
 - 田
 - 山林・原野
 - 開墾
 - 耕地整理
 - 勞働日數
 - 季節と勞力需要
 - 家畜・機械の利用
 - 共同作業
 - 生産費
- 三 勞力
- 四 生産費

一登山遠足をなしつゝ實地に就き説明すること
 一海岸地方に於ては飛砂防止林・防潮林及魚附林に就き説明すること

一家庭に於ける農業經營の要素に就き調査せしむること

一宅地の利用に就ても知らしむること

一水利の改善に就き授くること

一農閑期の勞力利用・農繁期の勞力節約に就き授くること

五 生産物

肥料・飼料等の自給
共同購入
低利なる資金の調達

生産物の處理

貯藏・加工

共同販賣

六 經營の設計

經營の設計

作物設計

養蠶設計

家畜設計

勞力分配表

收支の豫算

七 農家の經濟

農家の經濟

簿記

記帳・決算

改善計畫

一 有畜農業に就ても授くること

一 共同施設の利用に就ても知らしむること

一 自家消費に就き知らしむること

一 農業倉庫其の他の共同施設に就き知らしむること

一 家庭に於ける圃場見取圖・圃場別作付豫定表を作成せしむること

一 計畫的能力を養ふことに力むること

一 篤農家の農業經營を見學せしむること

八 農業の助成

農事の試験

農業團體

奨励・取締

教育

實施上の注意

- 一 本要目の實施に當りては修身及公民科と聯絡を保ち農業を通じて徳性を涵養することに力むべし
- 二 普通科に在りては本要目の教材を濫に省略することなく其の地方に於ける農業の状況・教授及訓練時數の多少に依り精粗其の取扱を適切ならしむることを要す
- 三 本科に在りては其の地方に於ける農業の状況・經濟更生計畫並に其の學校に於ける教授及訓練時數の多少・男女の別等を考慮して適宜必要な教材を選び適切に實施要目を定むべし
- 四 研究科及専修科に在りては本科の要目に準じて適切に實施要目を定むべし
- 五 實施要目の作成に當りては農業の各部門に分ちて示したる教材を別個に取扱ふことなく其の連絡統合に力め實際經營の指導に適合せしむべし
- 六 本要目の實施に當りては實習を通じて知識を修得せしむることに力むべし
- 七 家庭に於ける生徒の農業生活を指導して要目實施の効果を擧ぐること力むべし
- 八 生徒をして農業及農村生活に關する事項に就き調査を行はしめ地方の實情に通曉せしむることに力むべし
- 九 本要目の實施に當りては町村役場・産業團體・篤農家等との聯絡を密にし指導の適切を期すべし

三 工 業

1 女子青年學校の工業 女子青年學校に於て工業を課する趣旨は、工業に須要なる知識技能を修練せしむること、工業の國家的意義を體得せしむることを期してゐるのである。これまでも工業の教授はよく技術を熟練せしむることに努めてゐたのであるが、今後には一層此の點に力を注ぎ尙工業の國家的社會的意義を體得せしめることに努め、工業報國の精神を陶冶し、工業者としての自覺信念を高むるやうに致されたい。

女子の従事する工業は、紡績、織物、製絲等の纖維工業に従事するものが多いが、其の他各般の工業に亘りて女子の従事してゐる部面が少くない。

女子に授くべき工業は、それ等女子の従事してゐる工業につき、普通科なれば其の基礎的事項、本科なれば適切なる事項を選びて授くる事を主眼としてゐるのであるが、之も同一の工業に従事するものを以て一の學級を編制し得る場合のことで、各種の工業に従事するものを以て一學の級を編制する場合に於ては、各工業に適切なる教材を選びて授くることは困難である。工業に於ては甲の工業に適切なる教材が、乙丙等の工業に無關係なる場合のことが少くないからである。然るに此の度公布された工業の要目は、男子用として制定され、女子用は之に準じて實施要目を作成すべきものとされてゐる。而して、これ等單一なる工業の要目及各種工業に従事するものに授くる要目に就ても考慮を拂は

れてゐるから、項を改めて之を説明しよう。

2 工業の要目 此の度公布された工業の要目は、男子用として制定されたもので、女子用は之に準據し、土地の情況を考へて適切なる實施要目を定むべきこととされてゐるが、其の男子用の要目は、工業の性質上、本科の要目は單科工業、特定工業、一般工業の三種に分ちて示されてゐる。即ち單科工業としては、機械、電気、化學工業、染織、建築、土木、金屬加工、木材工藝の八種の要目、特定工業としては機械製圖、大工、木材工藝製圖、木工、塗裝、籐竹工、圖案の七種の要目を示されてゐるのであるが、單化工業としても之にて盡きてゐるのではなく、採鑛、冶金、造船等の如きあり、特定工業に至りては、例示の如きもので多種多様の工業があるのである。

かく要目を示された以外に單科工業特定工業があるのであるが、要目を要する場合は、示された要目に準じて、其の工業中より適切なる事項を選んで實施要目を定むべきものであり、女子も單科工業、特定工業の必要な場合は、以上に準じて適切に定むべきであるが、各種の工業に従事するものを以て一つの學級を編成したる場合には、如何にすべきか、一般工業の要目は之に應ずる爲に制定されたものである。

示されたる普通科の要目は、普通科の男生徒に授くる要目であつて、一般工業上必要なる基礎的事項を授くることを眼目とし、其の題目は各種工業に亘りて選擇したものである。併し、特に各種工業

の専門的知識技能を深く授けんとする考ではない。各題目の要項に示されたる理化學的事項と其の題目に示されたる工業との關聯をよく理解せしめて、理科・數學等の知識が如何に必要なかを知らしめ、以て基礎的事項を授くる趣旨である。

一般工業の要目は、各種の工業に従事する本科男子の生徒を以て一つの學級を編制したる場合に課すべきものとして制定されたものであつて、其の教材は各種工業に亘りて選擇し、如何なる工業に従事するものにも基礎として必要な事項を授くることを眼目としてゐる。而して題目名は工業名をとり、要項には其の工業上關聯の深い理化學的事項を選んで居り、之を授くることにより、其の理化學的事項、即ち物理、化學、數學等の知識が其の工業の基礎として如何に必要なかを知らしむるやうに致すことを眼目としてゐるものであつて、普通科の要目よりは一層工業の基礎的事項に重きをおいたものである。而して紡績會社、製絲工場、織物工場等の如く多數の女子の居るところの青年學校に於ては、それ等の特定工業の實施要目を定めて工業を授け得らるべきも、公立青年學校に於て工業を授くる場合には、單獨工業或は特定工業よりは、一般工業を授くる必要が多いかと思はれるのである。そこで女子普通科及本科の要目は男子用普通科の要目に準據して作製してよいかと思はれるから、夫々其の中より適切なる事項を選びて實施要目を定められたい。依つて男子用工業の要目中より工業要目制定の方針、實施上の注意及普通科の要目と、尙男子本科染織の要目は、纖維工業に従事する女

子青年學校に於て授くる實施要目を作製する參考に供し得られるかと思はるるに付併せて之を左に示すこととする。

工業

- 一 本要目は我が國の工業に須要なる知識の習得と實務の練達とを主眼とし工業の國家的意義を體得せしむることを期したり
- 二 本要目は男子用として制定したものなり普通科に在りては各年六十時計百二十時本科に在りては各年七十時計三百五十時を豫定して教材を定め尙之より多くの時數を課する青年學校の爲増加教材を擧げたり
- 三 普通科に在りては一般工業に必要な基礎的事項を選び本科に在りては工業の實情に鑑み單科工業・特定工業・一般工業の三種に分ち夫々須要なる事項を選擇することに力めたり
- 四 本要目の用語は努めて資源局の標準用語に據りたり

實施上の注意

- 一 本要目の實施に當りては修身及公民科と聯絡を保ち工業を通じて徳性を涵養する事に力むべし
- 二 本科男子に於ける教授及訓練期間を二年乃至四年と爲したる場合の要目並に研究科及專修科の要目は本要目に準據し土地の情況に依り適切に之を定むべし

- 三 本要目に示したる以外の工業を授くる場合には土地の情況に依り其の工業に須要なる事項を選びて適切に之を定むべし
- 四 本要目は其の地方に於ける工業の情況並に其の學校に於ける教授及訓練時數の多少等に依り精粗其の取扱を適切ならしむべし
- 五 女子の教材は本要目に準據し土地の情況に依り適切なる実施要目を定むべし
- 六 常に生徒の體驗に基き實際生活に即して教授訓練を施し本要目實施の効果を擧ぐるに力むべし
- 七 教授及訓練に當りては特に實驗實習を重んじ研究的態度を樹立せしむることに力むべし
- 八 本要目の實施に當りては工業團體・工場等との聯絡を密にし指導の適切を期すべし

普通科 (男子の要目)

- 一 各題目と其の要項に掲げたる理化學的事項との關聯をよく理解せしめ理科・數學等の知識が如何に必要なかを知らしむべし
- 二 用器畫以外の教材は之を各年に配當することなく工業上必要な基礎的事項を擧げたるを以て土地の情況に依り適當に之を取捨選擇して各年に配當すべし
- 三 土地の情況に依り或る種の工業に就き特に専門的知識技能を授くる必要がある場合には適切なる事項を選びて之を授くべし

四 用器畫は各種製圖に共通なる基礎的事項を授くと共に其の應用を課し趣味情操を養ふことに留意すべし

題 目	時 數	要 項	備 考
工業概論			
一 工業の意義及種類	四	一 工業の意義 工業と日常生活 工業の分類 工業者の心得	一 工場衛生・災害防止に關する注意を知らしむること
二 工業と國家	一	工業と他の産業との關係 工業と國防 工業と日本	
三 工業の振興及獎勵機關	二	工業教育 博物館 研究機關 發明の保護獎勵	

機械關係工業に關するもの

一 工業用材料	二	金屬材料 非金屬材料	一 鋼・鑄鐵・銅・銅合金・輕合金・木材・石材・セメント・ゴム・ガラス等各種工業材料の機械的性質及用途に就き其の概要を授くること 一 ボルト・ナットに就ても知らしむること
二 コック・止弁	二	液體の壓力 ネヂ形狀	一 手押ポンプ・手押水壓機に就き授くること
三 水ポンプ・水壓機	二	水の壓力・サイホン 水壓計	
四 眞空ポンプ	二	大氣の壓力・トリチエリー 眞空・標準氣壓・氣壓計・氣壓と天候	
五 溫度計	四	熱量・熱容量・溫度・比熱 沸點・蒸發熱 固體の膨脹・液體の膨脹・氣體の膨脹・膨脹係數 熱エネルギー・發熱量 熱の輻射及傳導	一 物體の比重に就ても説明すること 一 各種燃料の發熱量を知らしむること 一 各種燃料の用途及特性に就き授くること
六 燃料	二		

七 鋸付法

二 加熱・熱量
 一 ハンダの種類及成分をも知らしむること

八 ネヂプレス

三 斜面
 力・テコ・機械と仕事・作用と反作用

九 ウインチ

二 輪軸・テコ
 機械と仕事・摩擦

一〇 杭打機

二 重力・落下體・慣性
 力の合成

一一 チエンブロック

二 滑車
 機械と仕事
 重力

電氣關係工業に關するもの

一 電氣・電氣工工

二五 電氣及磁氣の發見

一 摩擦電氣・磁石・地球磁氣・雷等の自然現象

業の概説

二 電燈

電氣の特徴と其の利用

の觀察より電氣及磁氣を發見したる由來を授くること

一電氣の特異性を述べ之と動力・光・音・熱等との相互變換の自在なる所以に就き電車・電燈・電熱器・電信・電話・ラヂオ・電池・メッキ・電氣熔接・トーカー・電氣扇・電氣時計等を例として説明すること

導體と絶縁物

一導體と絶縁物との區別を實例に依り知らしむること

一空氣の絶縁性を説明して一般絶縁物の絶縁耐力に就き知らしむること

七 光源の種類

一天然光源と人工光源とを太陽・電燈・螢の光燐光・ネオンサイン・電光等の實例に依り授くること

電壓・電流・抵抗・オームの法則・電力・エネルギー・熱量・ジュールの法則

一之等の數量的關係を述べ且つ適當なる練習問題を課し電熱器の説明に及ぶこと

三 發電機

三 電流の磁氣作用・コイル及電磁石・電磁誘導・發電機・交流と直流・發電所

一プリズム・レンズの應用として寫眞機・映寫機・眼・眼鏡・顯微鏡・望遠鏡・双眼鏡等に就き其の概要を知らしむること

四 電動機

二 電磁力・電流計及電壓計・直流電動機・交流電動機

一定格の概念を知らしむること

五 電氣通信

六 電氣通信の種類

一電信・電話・寫眞電送・テレビジョン等に就き知らしむること

六 電池

二 電池の構成・一次電池・二次電池

一乾電池と鉛蓄電池を舉げて説明すること

化學關係工業に関するもの

三〇

一 工業原料となる空氣

三 空氣の組成
酸素及オゾンの性質と工業上の利用
化合・酸化・燃焼の意義
窒素の性質と工業上の利用
液體空氣の應用・組成物質の沸點

一 實驗に依りて授くること

二 工業原料となる水

二 水の組成
水素の性質と工業上の利用
水の三態と溫度との關係・寒暖計の目盛
水の溶解性・水溶液・比重
天然水・硬水・軟水
蒸溜水
飲料水と工業用水
燃料の種類

一 水の分解に依りて生ずる水素及酸素は工業上大切な原料なることを知らしむること
一 空氣と水蒸氣とを比較して混合物と化合物との區別を知らしむること
一 寒暖計に關する知識を確實にすること
一 蒸溜水と種々の水溶液との比重を比重計を用ひて實驗すること
一 固體・液體・氣體の燃料に就き授くること

三 燃料工業

炭素と其の燃焼
燃焼に必要な條件・發火點

一 炭素の化學的性質及燃焼に關する理化學的知識を確實にすること

木炭製造と木材乾溜
炭酸ガス及一酸化炭素の性質・工業上の應用

一 炭酸ガス・一酸化炭素の關係を明にすること

石炭・コークス・煉炭
原油・揮發油・燈油・輕油・重油・引火點

一 石油の化學的組成たる炭化水素に就き説明すること

石炭ガス・發生爐ガス・水性ガス・空氣ガス・アセチレン・天然ガス

一 石油取扱上の注意を知らしむること
一 各種ガスの成分を知らしめ其の燃焼生成物に就き考へしむること

四 食鹽を原料とする工業

四 鹽素の性状と應用
ナトリウムの性状
食鹽の分解・晒粉

一 實驗に依りて授くること
一 ナトリウムによる水の分解と苛性ソーダの生成に就き知らしむること

五 硫酸製造工業

二

苛性ソーダ・アルカリ性炭酸ソーダの製法・性状・應用
 重炭酸ソーダ(重曹)の性状・應用
 鹽酸の製法・性状・合成鹽酸
 鹽酸と苛性ソーダの中和・鹽
 鹽化アムモン及アムモニア
 硫黃の性状と其の燃焼
 亞硫酸ガスの性状・應用
 硫酸の製造法大要
 硫酸の性状・應用
 硫酸の鹽類

石灰石

一 食鹽の電氣分解による苛性ソーダの生成に就き知らしむること
 一 苛性ソーダと炭酸ソーダのアルカリ性の強弱に就き授くること
 一 重曹(重炭酸ソーダ)と洗濯ソーダ(炭酸ソーダ)の化學的性質の差異を知らしむること
 一 酸性・アルカリ性・中性等の化學的知識を確實にすること
 一 硫酸が硫黃の酸化物より順次に造られて行くことを説明すること
 一 濃硫酸・發煙硫酸等の取扱上の注意に就き知らしむること
 一 硫酸鹽の主なるものに就き其の性質と應用を知らしむること
 一 石灰石の化學的組成と生石灰の生ずる理を

六 石灰の製造

七 工業用金屬

四

生石灰
消石灰

金屬の一般性質

鐵・鋼・クロム・ニッケル・銅
 ・亞鉛・鉛・錫・アルミニウム
 ・マグネシウム等の性状と利用

知らしむること
 一 生石灰・消石灰と炭酸ガスとの作用に依り白堊壁・漆喰等の固くなる理由を知らしむること
 一 金屬の物理的・化學的性質を授くること

八 合金工業

二

合金の製法
 合金と單體金屬との性状の差異
 途特種合金類の性質・用途
 セメントの製造法大要
 セメントの性状・應用

一 合金の物理的性質・化學的性質を授くること
 一 合金の實用に供せらるること多き理由を知らしむること
 一 モルタル・鐵筋コンクリート等にも説き及ぼすこと

九 セメント・ガラス工業

三

第二章 各科目の教授及訓練要目

一〇 顔料と染料

ガラスの製造法
ガラスの種類・性状・應用
珪瑯引

一 天然・人造・レーキ顔料の種類・性状・應用
天然・人造染料の種類・性状・應用

顔料と染料との區別

一一 醸造工業

二 澱粉の種類・性状・應用

飴の製造と酵素
アルコールの生成と酵母
酢・醋酸・其他の有機酸
腐敗と醱酵

一二 油脂工業

二 油脂の種類・油と脂肪・乾性

一 顔料は普通に水・油等に不溶解性の礦物質なることを知らしむること
一 染料は多くは有機質にして水又は油等に溶解し透明の液を生ずることを知らしむること
一 兩者の結合したるレーキ顔料に就ても知らしむること
一 澱粉の化學的性質に重點を置くこと
一 酵素による化學變化と自然界の妙味を感じしむること
一 アルコールと生理衛生との關係を授けること
一 無機酸と有機酸との區別を知らしむること
一 油の化學的性質が工業上に利用され各種工

用器畫

第一年

一 基礎練習

二 平面幾何畫法

二〇

四 定規及コンパスの使用法
平面幾何畫の基礎

二三

點・線・面
線の種類・引き方練習
文字の書き方練習
點及線に關するもの

油・不乾性油
油脂の化學的成分・脂肪酸とグリセリン
脂肪酸と苛性ソーダとの化合(石鹼)
乾性油の利用
塗料・印刷用インキ・油布
油紙・雨傘等

一 業品の製造せらるることを知らしむること
一 油脂と石油との化學的組成の差異に就き知らしむること
一 塗料の種類及鑑別法を授けること

一 各項に就き便法を併せ授けること

- 點の位置移動法
 - 平行線及垂線の畫法
 - 線分を二等分すること
 - 線分を任意の數に等分すること
 - 線分を與へられたる比に分つこと
 - 角に關するもの
 - 角の移動法
 - 任意の角を二等分すること
 - 直角を三等分すること
 - 三角形に關するもの
 - 三角形の意義・要素・種類
 - 一邊を知りて正三角形を描くこと
 - 三邊を知りて三角形を描くこと
- 一各項に就き工業上利用せらるるところを示して授くること
 - 一應用問題を課し畫法に習熟せしむること
 - 一分度器を用ひて説明すること
- 應用問題
 - 一直角三角形・二等邊三角形を描くこと

- くこと
 - 平行四邊形に關するもの
 - 平行四邊形の意義
 - 一邊を知りて正方形を描くこと
 - 隣れる二邊を知りて矩形を描くこと
 - 圓に關するもの
 - 中心・徑・弧・弦・接線・割線の意義
 - 内接及外接の意義
 - 三點を通る圓を描くこと
 - 圓に内接する正方形を描くこと
 - 圓に内接する正六角形を描くこと
 - 一邊を與へて正多角形を描くこと
- 應用問題
 - 一二邊の和と比とを知りて矩形を描くこと
- 應用問題
 - 一任意三角形に外接する圓を描くこと
 - 二圓周の一部分を與へて中心を求むること
- 應用問題
 - 一圓に内接する正三角形・正八角形・正十二角形を描くこと

三 用器畫法による清書

三

描くこと
面積及線の長さに関するもの
面積及線の長さに関するもの
三角形と等積なる矩形を描くこと
矩形と等積なる正方形を描くこと
正方形と等積なる圓を求むること
圓の面積を等分すること
圓周・任意の弧と等長の直線を求むること
弧を二等分すること
以上六項目中より任意に數題を選び寸法を定めての清書

一 正確なる畫法を修得せしむると共に畫面上に於ける線の統一・味はひ等に留意せしむること

第二年

一 特殊曲線の畫法

二〇
〇一

特殊曲線の意義・曲線定規の畫法
楕圓
焦點及焦點より線に至る距離の和を與へての畫法
長短兩徑を與へての畫法
卵形
卷出線
拋物線
主軸・頂點及線上の一點を與へての畫法
双曲線
軸及線上の一點を與へての畫法
シクロイド曲線
轉圓を與へての畫法

一 すべて隨時自在畫法による練習を併せ行はしむること

二 意匠圖案の描き方練習

一〇

以上作圖の清書

直線のみ模様圖

圓のみ模様圖

直線及圓による模様圖

特種曲線を交ふる模様圖

一 用器畫法應用による實物の圖案意匠化を行はしめ自然の形狀に對する興味を喚び起さしむること

染織要目 (男子)

- 一 本要目は第三年迄に於ては染織技術の一般的事項を選び第四年以上に於ては色染を専修するものと紡織を専修するものとの二部に分ち夫々に須要なる事項を選択して之を制定せり
- 二 第三年迄の教材は染織に關する理論及技術を修得せしむることを期したるも土地の情況に依り適宜取捨選擇して其の實情に適切ならしむべし
- 三 第四年以上に於ては色染を専修するものとの紡織を専修するものの中何れかを課し尙土地の情況に依りては兩者中より適切なる事項を選択して之を授くべし

第一年	題	日	時數	要	項	備	考
一	織物原料						
			二〇	原料の分類			
				植物質纖維			
				木綿・亞麻・大麻・苧麻・ラミー・黄麻			
				動物質纖維			
				羊毛・反毛・家蠶絹・野蠶			
						一 染織工業上必要なる理化學的性質に重きを置くこと	
						一 其の地方に即したるものに重きを置くこと	
						一 實物を示し見本を頒與すること	

二 精練漂白	二〇	絹 人造纖維 人造絹糸・ステープルフ アイバー 主要纖維の鑑別法 纖維工業用水 精練漂白劑 各種纖維の精練漂白法	一 鑑別法は生徒に實驗せしむること 一 其の地方に即したる纖維製品の精練漂白に重きを置き之が實習をなさしむること
三 浸染及實習	三〇	色染の意義・色染術の種別 染料の分類 直接染料及其の浸染 硫化染料及其の浸染 鹽基性染料及其の浸染 酸性染料及其の浸染 媒染染料及其の浸染 酸性媒染染料及其の浸染	一 其の地方に即したる被染纖維に重きを置き染料の應用法を授け之が實習をなさしむること

第二年

一 浸染及實習

二〇

建築染料及其の浸染
可溶性建築染料及其の浸染
ナフトール染料及其の浸染
酸化染料及其の浸染

一 其の地方に即したる被染纖維に重きを置き染料の應用法を授け之が實習をなさしむること
増加教材
一 其の地方に即したる被染纖維に天然染料の應用

二 機織及實習

五〇

織物の意義
織物の分類
意匠紙・意匠圖
基礎組織及其の表示法
手織機及力織機の構造

一 生徒の經歷に應じ糸織ぎ・整經・經卷・綜統及篋通し・緯糸管卷・手織機及力織機の取扱等を實習せしめること

第三年

一 機織及實習

二〇

織物設計
糸の番手法
織物分解

二	圖案及實習	二〇	圖案の作り方及原則 色彩
三	仕上	三〇	染織物應用圖案 仕上法の分類 仕上用劑 木綿織物仕上法 麻織物仕上法 毛織物仕上法 絹織物仕上法 人絹織物及ステールプファイバー織物仕上法 交織物仕上法 メリヤス類仕上法
四	浸染及實習	四〇	交織物の浸染

一 其の地方に即したる織物の仕上法に重きを置くこと

色染を専修するもの

第四年

一 浸染及實習

二	捺染及實習	三〇	染料の混合・色合せ 染色物の堅牢度試験法 脱色法 色染機械 捺染の意義 捺染法の種類 手工捺染用器具・操作 機械捺染用器具機械・操作 捺染後の處理 捺染用糊料
一	捺染及實習	六〇	綿布捺染 羊毛捺染 絹布捺染 人絹布及ステールプファイバー

一 其の地方に即したる織維材料の捺染に重きを置くこと
一 地方に依りては注込染・板締・垢染・描染等を授くること

二 染料試験法

一〇

- 布捺染
- 緞糸捺染
- 經糸捺染
- 染料の評価法
- 混合染料の試験法
- 染料の部屬檢定法

一 生徒各自に實驗せしむること

紡織を専修するもの
第四年

一 機織及實習

七〇

- 變化組織
- 特別組織
- 多層組織
- 添毛組織
- 緞組織
- ドビー機
- ジカード機
- 織物分解

一 地方に依りては特に力織機に力を注ぎ力織法及其の實習をなさしむること

第五年

一 紡績

七〇

- 編組物製法
- 綿糸紡績
- 麻糸紡績
- 毛糸紡績
- 絹糸紡績
- ステープルファイバー糸紡績

一 紡績の概念を與へたる後其の地方に即したるものを選びて授くること

四 商 業

1 女子青年學校の商業

女子青年學校に於て商業を課する趣旨は、商業に須要なる知識の修得と實務の練達とを主眼として、商業の國家的意義を體得せしむることを期してゐるのである。これまでの商業の教授は、商業學の一通りを授くる考で生徒の生活に即せざる憾があつたやうであるが、青年學校の商業はさういふ考方であつてはいけない。青年學校の生徒は家庭其他に於て商業に従事してゐるのであるから、その従事してゐる商業の實務に即し、必要適切なる事項を選んで授くるやうにすることが肝要である。其の生活からかけ離れた事項であつては、所謂生活から遊離した知識であつて閑人が遊戯的に學ぶことならばいざ知らず、漸く僅少の時間を得て來り學ぶ青年に對しては、あり

難迷惑のことである。出来るだけ現に生活してゐる事項に關聯して商業經營上適切なる事項を選んで授くるやうに致したいものである。

尙商業に對しては、金もうけの仕事、安く買ひ高く賣つて自己の利益のみ圖つてゐる仕事であつて、尊重すべき職業でないやうに感じ、商業者と云ふと利にさとい人で利己心で生きてゐるかの如くに感じてゐる人も少くないのであるが、商業には確かに以上の如き一面があるのであるけれども、之は全部ではないのである。商業の大いなる任務は、供給者と需要者との間に立ち、物資の配給を圓滑にする任務であつて、供給者たる生産者にも需要者たる消費者にも、共に恩恵を與へてゐるのであつて、利他的公益的部面が存するのである。たゞ生産者より安く買倒し、消費者に不當の利得にて賣る事實が、往々にして存するので、商業の眞の任務たる物資配給の社會的任務が感ぜられないやうになるのである。商業に従事するものは此の點に就てはよく注意せねばならぬことと思ふ。

商業はかく需要供給の圓滑をはかり配給の任に當つてゐるので、農工水産等の産業の振興に大いなる關係があり、是等の産業が盛んとなれば商業が盛んとなり、商業が盛んとなれば是等の産業が益々盛んになると云ふが如く、因果關係あり、相互に相關聯して、産業を發展せしめ、國家を富強にし、國の民福利を増進すると云ふ如くに國家的に社會的に大いなる貢獻をしてゐるのであるから、我が國の商品が世界の至るところに行き居る情況並に我が國の今日の販賣、組織運輸交通、金融機關等の發

達情況を説明して、よく之を知らしむるやうに致されたい。

2 商業の要目

女子青年の従事してゐる商業は、家庭の商業を手助け居るもの、デパート其他商店に勤め居るもの等が尤も多く、これ等は何れも小賣販賣を主としてゐるものであり、其他會社、銀行等の給仕とか雇員とかになつて夫々事務に従事して居り、これ等の中には、タイプライチングに従事してゐるものもある。故に要目は、販賣に従事してゐるものには、それに適切なる要目、事務に従事してゐるものには事務整理上に必要な書類の書方、簿記のつけ方、謄寫版の使用、電話のかけ方より、珠算、計算器、タイプライチング等に就て必要に應じて授くべき事項を選んで實施要目を作るべきであるかと思ふ。

而して此の度文部省より示された商業要目は、販賣業を主としたものである。故に事務に従事するものに特に學級を作つて授け得る場合には、それに適切なる實施要目を作製して授くる要がある。尤も事務に従事するものでも、一つの學級を作ることが出来ない場合には、多少要目に注意し一般の商業の生徒と共に授業をなすやうにしてよいことと思ふ。

この度示されたる普通科の要目は、商業の基礎的事項を選ばれたもので、すべての商業に従事する者に授くる教材であるが、男女の別を設けず、教授及訓練時數を豫定せず示されてゐるのであるから、其の學校の生徒の實務生活の情況、教授及訓練時數の多少、珠算を課することなどに依り、此の